

平成23年3月18日(金曜日)

(会議第6日目)

応招議員

4番	欠番	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
7番	矢野昭三	5番	西村将伸	6番	坂本あや
10番	森治史	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
13番	欠番	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
16番	竹下美佐雄	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
19番	山本久夫	17番	欠番	18番	明神照男
		20番	小永正裕		

不応招議員

1番 村越比佐夫

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	濱田仁司	地域住民課長	大塚一福
建設課長	武政登	海洋森林課長	谷口明男
会計管理者	野並純	教育委員長	生駒進
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記伊与木美穂

議事日程第6号

平成23年3月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第71号から議案第112号  
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第116号から議案第120号  
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第121号  
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議員提出議案第69号、議員提出議案第70号  
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第6 議員派遣に関する件について

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

- 議案第 116 号 国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の制定について
- 議案第 117 号 黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 118 号 平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
- 議案第 119 号 平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
- 議案第 120 号 平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 121 号 教育委員会委員の任命について

●議員から提出された議案

- 議案第 69 号 燃油減免制度の継続を求める意見書
- 議案第 70 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 45 パーセントに戻すことを求める決議

## 議事の経過

平成23年3月18日

午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから日程に従って会議を進めていきますのでよろしくお願ひします。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

村越比佐夫君から欠席の届け出が提出されておりますので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

冒頭、東日本大震災に対し、現地に派遣した職員からの情報を報告させていただきます。

ご承知のとおり3月16日午前、黒潮町を2名で出発致しまして、同17日午後5時ごろであると思いますが、気仙沼へ到着致しました。その気仙沼の災害対策本部で、対策会議などの出席の承認をいただいたとお伺いしております。また、市長に面談、それから町長メッセージと住民からのお見舞いを手渡しております。

同18日8時20分、現地から衛星電話が入りまして、2人の体調は良いということでございます。

それからまた高速道路の道路状況は、新潟と福島の間の山越えのとき雪が多かったそうでございますが、その後、道路は乾いているということでございます。それからまた福島県内から交通規制があったそうで、でこぼこになっているということでございます。

また、現在降雪はなく、積雪もほぼないということでございます。

それから、今朝6時からの災害対策本部会に出席し、情報把握を始めたところでございます。

また、毛布は各地から届いていて、余裕ありとのことでございました。

なお、本日は各避難所の名簿と、現在2人が所持しております、本町に関係のある行方不明者の名簿を照合する予定となっております。

また、今後も朝晩と定時に情報を入れていただくようになっております。

本日の議会終了後、第2弾の町備蓄物資を建設協会のご協力で運送する予定でございます。私も、23日まで現地に向かう予定としております。なお、幡多中央消防組合は出発の体制を整え、指示待ちとの報告を受けております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

山本久夫君。

19番（山本久夫君）

おはようございます。

地震があつて大変なときです。黒潮町も津波の警報が出たり等して、会期中に大変慌ただしい。それで火事もあつたりいろんなことがありますて、ばたばたした議会ですけど。その上、私が質問しようということは、多くの方が当初予算については質問されてますので、これといつて別にないわけですが、そのへんちょっと。

私の質問は、町長もやつと1年というか、早や1年というか、就任されて1年になります。22年度の予算を消化して、23年度の当初予算を組んだわけですが。その中で、いろんな一次産業に従事されていたときは、予算というのはもっと使いよくなつて、どうとでもなるというような雰囲気を感じたとは思うんですけど、まあ、いくら予算とはいえ税金ですので、なかなかそのへん自由にですね使えない。やっぱり黒潮町の中では財務規則もありますし、やっぱり物によってはなかなか流用できないもんがあったり、ひも付きであつたりといろんなことがあって、思うような予算というか、分からぬ部分が多々あったんじゃないかなと。

当初、23年度予算についてはですね、自分が考えている部分に特に力を入れた予算を組んだということで、教育とか福祉とか、それから一次産業の振興について重点的な予算を組んだと。一般会計でも83.5億ぐらいの中で、民生費が約19億円ぐらい、それから教育費が13億ぐらいを予算を組んでます。確かに、比率から言うとですねかなりな、その教育にしろ、民生費にしろ、力を入れた予算ではないかと。そしてまた最大の、町長がよく言われる雇用対策についてもですね、新規でその代表されるのが加工場の増設というか、新規でまた新しく増設すると。

そしてまた新規就農者、農業では実験的にハウスを建つと。そういうような取り組みをされて、一次産業にもそれなりの力を入れてるんじゃないかなと思うんですけど。

ただ、この1年間を振り返って、まあいろんな予算の使い方とか予算計上の仕方、いろんな問題があつたと思うんだが、そのへんを町長はどう認識されて、また、それを解決するためというか、何とか自分なりに考えて当初予算に組んだものがあるかどうか。そのへんを1回目、聞きたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員の質問にお答え致します。

問題点や課題につきましては、的確にとらえているかどうか、あるいは全般の中で抽出できているかどうかの確信はないわけでございますけれども、自分なりに1年間を振り返って反省すべき点を1点挙げるとなれば、こういったことかと思っております。

まずは庁舎内での情報共有、あるいは協議の時間をもっと取るべきであったと思っております。また、関係各機関との協議の場も同様であると思っております。特に庁舎内におきましては、町の将来像、それから関係各機関とは、関係する産業全般の協議が必要でした。今年度は、協議の中でもどちらかといえば個別の施策について、あるいは課題についての議論であったように思います。また、自分の中でもさまざまな判断を要するときに、全体の中での判断ができていなかつたように思います。来年度は、引き続き個別案件の協議にも全力で取り組みますが、全体をふかんする視点も持たなければならぬと反省しているところでございます。

また、個別の施策の積み上げで政策が成立するのではなくて、政策から各種施策へ落とし込んでいく必要があろうかと思います。そのためには少なくとも、先般、下村議員からご指摘がありました雇用施策の方向性の提示のように、それぞれの分野での方向性の確立と、その情報共有に取り組んでいく必要があるかと思ってお

ります。その協議に直ちに取り掛かります。これらは特に予算を必要とするものではございませんけれども、最も重点を置きたいと思います。

また、議員ご指摘の予算の使い道でございますけれども。なかなか、現在のニーズにすべて対応すると予算規模も大きくなるわけでございますけれども、行政のその継続性を考えたときに、将来への負担も他方では考えなければならないと。そのバランスの中で、今回の予算を組ましていただいたと思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、個々の施策が全体の中でもっとふかんして判断できるような、そういった必要もあると反省しているところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

その反省というのは情報の共有というか、大体無理な話であってね。町長であったり副町長もそうです、各課長もそうやと思うんですが、すべての事業を把握するということは難しいと思うんで、そのへんは十分協議をするということは大事なことやと思うんですが。

全体の協議の中でやっぱり、要は町長なり副町長が、予算を組むのはどうしても2人になると思うんですね、大事な予算ですから。その予算を執行する側の課長なり、またその指示、命令する、支出を命令する担当者、そして支出負担行為を起こす人。そういう人たちがやっぱり、その事業が、実際この事業は本当に妥当性とか適法性というのは、負担行為を起こし、財務規則に乗つかってやってますから間違いないんですが。ただ、一番大事な効果があるかどうかいうのをやっぱり、そういう収集をきっちりしておれば、全体的に個々の事業が、これはまずくても同じ政策を1つやるよりも10の事業をやって、その中で半分以上が効果があれば、全体には効果があるというような判断ができるわけで。その10あるやつで3つしか効果がなかったら、その効果は全体的にはないわけですから、そういう式な情報の取り方。特に、すべてがトップであり、課長でありという責任ではないとは思うんですが、やっぱり予算執行というのはやっぱり最終的にお金を出す行為をする、支出負担行為を行う職員が本当にその行為をするときに、このお金は有効にできたか、このお金は効果があったかということをきっちり確認すれば、かなりね、そのことが上に挙がってくれれば、事業の判断というのはかなりできるんじゃないかと思うんです。

その組織の中で、そういう含めた協議を絶対せらったら、ただ漠然とやってしまうと、なんぼ協議しても一番大事な所が抜けてくるわけで。それはどうしてかいうたら、担当課に聞いても、結局は進ちょく状況を聞く程度になってしまします。いつ終わるえ、ということになってしまふわけで。予算は特に消化せんといかんのよ。消化をすることが目的になるのは、そこから出てくるわけですから。そのへんを十分、町長今後ね、23年度の予算を消化するときに、どうやって消化することが一番ベターかということは、確かに使わないかんのは確かですから。福祉向上のために、町民のために組んだ予算ですから、使って当たり前なわけです。でも使い方があるわけですから、そのへんを十分考慮してやると。

あともう1つは、その83.6億、5億ぐらいを予算執行するのに、やっぱり組織とのバランス。組織の中のね、やっぱり執行体制がどうかということ、これも大事なことなんです。組織が合併してからかなり人数も減って、行革が進められて、機構改革も進められている。事務事業はあんまり減ってないわけですから。反対に、今度ら景気が悪いということで、景気対策やいうていくらでもそういう対応をせないかん。その景気対策なんかも人材というか、この庁舎の中で職員が足らない分、やっぱり委託に頼ってしまうと、ほとんどが。目的がほとんど、緊急雇用の場合は人件費に全部消えていくような内容がほとんどですから、それは委託は委託でいいんで

すが。今後、この予算もやがてなくなるわけですから。今はいいけど、やっぱり将来なくなつたときには、これをどう縮小していくか、どこを残してどこを伸ばしていくかということも、まずは参考にせないかん。そんなときに必ずね、担当課に今言うたことを把握できていれば、いいか悪いかが判断できるわけで。町長、副町長が全部把握するということは難しいわけで、そのときにきちっとした判断のできる材料というのは、直接かかわつちゅう職員以上のものはないわけですから、やっぱりそこらのへんの話もきちっとしていかなくてはいかんという。

それと、あと将来的に考えて、みんなが最近は静かになってますけど、アウトソーシングを考えないかん。どこを伸ばしていくか、どこを出すかということも。今のその形態が委託関係の指定管理者制度が出てきちゅうけん、なかなかそれにそぐうというか、うまいこと乗っかっていくようなね委託先がないから、管理委託する。その黒潮町なんかは大変難しいとは思うんやけど、何かはないかということはやっぱり模索する必要があるんじゃないかな。そのことをやらん限り、組織と執行する予算とのバランスというかね、組織力というか、そういうもののバランスはいつまでたってもねうまくいかないと、そういう気がする。そうしたもんも考えていかないかんし、町長としてそのへんの執行段階の上で、なお一層考えてほしい。

これは教育費についてもそうです。今はハード面があるから、13.1億ぐらいやったかな。そのぐらいの分を予算化できてる。それはでも、数字にしたら大きいんやけど、中身はほとんどハードなわけで。要は、今からの子どもが少ない時代にソフト事業をどんなに伸ばしていくかということも、ある程度ね、教育に力入れるのは両面で教育ですから、そのへんのこと。施設だけ立派で、中身が整わん。限界集落があるように、限界小学校ができゆうわけですから、黒潮町は。今的人口で言ふと、佐賀でももう20数人いう学校が2校、伊与喜、拳ノ川らもそのぐらいの人数なんで。やはりそうなつくるとだんだんだんだん、いくら施設は立派になつても、子どもがいないという状態ができてしまう。また、直せば直すほど耐用年数は長くなつてね、その建物自体の。いつまでも処分ができない。また使い道を考えないかんというような大きな問題も抱えていくわけですから。そのへんの教育についても、町長も施設のことは施設で、これは町長部局の方ですから、施設は。それはそれで結構なんんですけど。

ソフト面も、教育長なり教育委員会なんかと連携しながら、やっぱりそういう予算の計上は今からどうしようかというようなね、やっぱり大事なことを忘れていかんような予算執行をぜひお願ひしたいと。

それからあとは、そのあらゆる協議会いうことは、僕は前々から言いゆうんですけど、予算の上でね。やはりあまりにもいろんな協議会をつくり過ぎて、やはりそういう縦割りというか、ある意味での縦割りいうのは壊れてしまつて。町民の意見を聞くことはうんと大事やけど、聞き過ぎたら混乱する場合もあるわけで。やはりそのへんのことも考慮した執行をしないと、あまりにも協議会が多過ぎるために、本当にどこに聞いていいか分からぬ。議会というもんがありながら、ほかのまた別組織があると。同じことをしてゐるのに、この変な、議会との関係でおかしな立場になつちゅう場合も多々あるわけで。やっぱりそういう面、いろんなことが問題点としては数えればいろいろある。でも、すべてがうまくいくわけではないわけですから。町長が考える範囲、この23年度の執行に当たつては今私が言ったような、まあその中で私がすべてではないわけですから。その中で1つでも参考になるようなことがあればですね、ぜひ、町民の福祉のために使う予算ですから、消化するための予算ではないわけですから、そのへんを十分心得てですね、予算執行してほしい。

それと、無駄と無理はしない。このことは大事なことで、無駄はやってみなあ気が付かんときがあります。そのときの対応も大事やと思いますんで。

そのへんを町長、23年度執行に当たつてですねどう考えているか、いま一度お聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

予算執行につきましてはこれまで申し上げてまいりましたが、現在、国の経済対策等々もあり、予算規模を見れば分かるように、事業の総量と人員のバランスが欠いてる状態であると、そのように思っているところでございます。ここにも反省すべき点はあるわけでございますけれども、23年に向けて、本来できましたらもう少し事業整理をして、職員がその1つの事業に集中できる職場環境を整備し、事業効果をしっかりと挙げていくと、そういったことが必要であったかと思いますが、納得のいく事業の整理ができていないというのが現状でございます。

また、これから事業を行うに当たって、この事業効果の検証につきまして議員ご指摘のようにボトムアップでの検証が行えるよう、担当職員との意思疎通も密にしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

それからまたアウトソーシングにつきましては、まだ副町長と2人の段階でございますけれども、幾つか検討をしているところでございます。

それから、教育についてでございますけれども。ご指摘のとおり、全く同様の意見でございます。現在は耐震等々、あるいは建て替え等々で予算規模が大きくなっているわけでございますけれども、これがなくなったらときに、教育予算をどのような配分にしていくのか、教育長ともよく協議をするわけでございますけれども、とにかく教育本質への資本投下が必要であると、そのように考えております。そう考えまして、今年は町内の小中学校全校に学習支援員を新たに配置することに致しました。

それからまた、協議会についてのことでございますけれども。協議会につきましても、本当に必要なものと、単純にあればいいと、そういうものが幾つかあろうかと思います。それにつきましては整理の必要があろうかと思っております。これにつきましても総務課長に指示を致しまして、協議会の抽出が終わっているところでございますので来年度早々協議に入りたいと、そのように考えているところでございます。

いずれにしましても、来年度も昨年比で減とはいえ、83億という大きな規模の予算となっております。先ほども申し上げましたが、事業の整理ができない中でこの予算消化をしていくというのは、残念ながら職員の皆さんのがんばりに期待するしかないと、そういうのが現状でございますので、これからも職員と意思疎通を密にして予算消化、あるいは適正な事務執行に努めてまいりたいと、そのように考えます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

もう早や時間がありませんが、あと4分がありますので。

町長の決意というのはそれでいいんですが、とにかく副町長に一言。

副町長はやっぱり事務方のトップであり、また、全体のトップでもあります。そういうことを考えたときに、やっぱりある程度、町長はやっぱ外向きが結構多いであろうし、どうしても組織全体の行政執行いうのは、やっぱり副町長に大変負担が掛かるんじゃないかと思うわけですが。

副町長としてですね、この町長の考える予算ですから、23年度、町長の。継続するもの、新しいもの、いろいろあるとは思うんですが、全体として執行する上で、町長と同じ気持ちで副町長も執行されんとバランスが悪いわけで。まず職員と意思疎通する前に、副町長と仲が悪いでは前に向いていかんわけですので。

そのへん十分考えて、副町長としてですね、その23年度の予算執行について決意があれば、お聞かせ願いた

いです。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答え致します。

副町長としてのですね予算の考え方といいますか、その決意でございますけれども。山本議員申されますようにですね、副町長は当然、事務方のトップというような関係にはなりますけれども、執行するに当たっては、当然、職員の考え方等も聞きながらですね、最終的には町長とですね一体となって進めることができ、これはもう最大のこととござりますので、そこらへんはですね町長とも。

これまでですね、そういう部分では町長と密にしてですねいろんな形で協議をしてきましたし、これからもですね、23年度の予算執行に当たってもですね、町長とさらにコミュニケーションを深めてですね、地域住民の福祉の向上のためにですね精いっぱい頑張っていきたいというふうに考えております。

（山本議員から「以上、質問を終わります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、明神照男君。

18番（明神照男君）

議長のお許しをいただきましたもんで、一般質問を致しますが。

私ね、この右手を見るとね、大方高校かね、お日さんがさんさんとあれしてね、縁も見えるし、ほんまにこれはええとこやよという思いを持つわけです。

そういう中で、またおかしいかも分かりませんが、親鸞さんが災難を逃れるにはよね、災難を受けるがが第一やと申されたようでございますが、今度の地震はそうも言えん。その上に、福島の原発の事故。3月11日に発生した東日本大震災には、大西町長よりの支援を酒井局長よりお聞き致しまして、かかわりの強い一人としてありがとうございました。多くの気の毒な方々、お悔やみと申しますが、お見舞いの気持ちでございます。

私たち高知カツオも、自分翌日に、専務にすぐ支援の見舞金を指示したことございました。一日も早い復興を望みますが、人災とも言える福島原発事故の追い打ちには、ほんとにもう大げさかも分かりませんがね、ほんまに泣きたいような気持ちです。

また、町長は会議後、被災地にお見舞いにお出掛けとのことですが、十分にお気を付けて行っていただきたいと思います。

余分かも分かりませんが、自分、その折に、被災者の町の受け入れね。希望者があればいうような思いを自分、思うがです。ほんまに、昨日の新聞にも出ておりまして、うちの船員、もともと佐賀の出身でしたから。奥さんと子ども2人、昨日帰ってきて。帰ってこれるような人はまあこれ、そういう人はいいと思いますけどね、テレビなんかで見る、ほんとにもう家も何にもないなってというあれを見ますと、まあ今回、北海道から沖縄まで、その津波の問題はありましたけれど。特に被害の多い岩手県ね、あこへは自分ね、釜石へは、これもあれですかんど32年に、もうこっちで魚が漁が少のうなって。ほいたら、試験場の船に乗せてもらうてちょっと行ったときに、三陸へ行たらイカとサンマが腐るばあ取れよるいうので行ったことでした。それが自分、三陸へ行った初めてでした。

それから、気仙沼が35年。それから、都、釜石、気仙沼ういうたら歌の文句みたいでけんど、南三陸ね、町。ここは元志津川言いよりましたきね。それから石巻まで、ほんまに、これがどうなるろうかというような

惨状。

ほんで、その福島の原発もね、自分の思うに、あれバックアップの補機がね、命綱の1台。ほんまにこれはね自分、役人が起こした人災やと思います。自らの素人が考えてもねえ、もしその補機がいかんったら今のようなよ。自ら言うたらおかしいですけんど、もう1つね、これがいかざらったら、ほいたら次の手というあれをね、自分、やっちょくべきやったと思うわけです。

ほんで、それと、この放射線の問題でこれ自分思うに、東北のお米ね。これも最悪の場合どうなるろうかと。

それから、世界の三大魚場の1つ言われる三陸の漁場。魚の汚染がね、これ出たらというように思うわけです。

そういう中で、まあこれもあれですけんど、石原知事さんの天罰の発言は、是非はともかく自分ね、これはねやっぱ人間に対する天の戒めやないろうかと。ほんで、明日はわが身と思うておるわけです。

現地では多くの皆さんのがね、先ほど町長のご報告にもありましたように、当町の職員の皆さん、被災者の救援やね、放射線の拡散に命懸けで取り組んでおいでると思うがです。私たち、今期この最後の議会です。ただね、私ね、春のうららの隅田川やないろうかというような気持ちであります。というのは、私たちのどこにも伊方の原発もあるわけよね。それから南海地震も、今起きるかも分からん。

そういうときに自分思うがですけんど、今日も来しな、先輩の西村議員とも話もって來たことです。佐賀はね、まあいうたら間口が狭い、津波に対して。けど、大方はよ、浮津の川からね、ここ地区にしても、蛎瀬川まで。これ昨日、今日の高新の岡村先生の記事にもあったように、もし10メートルも超すような津波が起きるような地震が発生したらよね、どんなになるろうか思うてね。そうしたときに自分ね、委員会でも言わしてもらうことですけんど、果たしてこここの庁舎の位置でかまんろうかというようなことをね、自分、思い、話してきたことでした。

そういうことで、一般質問に入らしてもらいますが。

第1点は情報事業について、町長に4点お聞き致します。

これは副町長からの答弁の中にもありました、国は一応7月24日この事業開始、この情報のあれはね。いうことになっておりますが、うちの町それができないとき、開始できない場合の対策。

それから2点目が、最近、スマートフォンというかね、iPad（アイパッド）というか、もういろいろな情報機器が出てきて。この、現在進めておる情報の事業、それに対して、これも何人かの答弁の中にもございましたが、年間の管理費および事業者数と、それからこの事業の見通し。自らもこの事業が始まったときに、情報としていつまでこの事業、この情報のあれがよね、町として活用できるか、生かせるかというような不安は持っていましたが。現実に、もう携帯電話でもそこらあたりの情報は受けれるようなあれが進んできたときに、果たしてね、この事業がいう不安を持っておりますが、事業の見通し。

それから3点目。これは町長には自分、申し訳ないとは思うておるがです。が、結果として、らっきょうの記事で訴訟と130余万の損害賠償の議案が可決になり、告訴なりました。ほんで、この質問に対して、この質問の趣旨、町の入札業務に瑕疵（かし）はなかったかいうことが事の発端のがです。町として、この問題に法的な問題はなかったのかどうか。

それから4点目が、町民の皆さん、毎年1億近い負担が起きるこの事業。結果として負担が起きるこの事業。仮に同じ1億でも町税としての負担であれば、町の中で使えるお金やと自分思うがです。が、このお金を大半は、町外の大手の企業と申しますか、町外へ出していくお金やと思うがです。そういう考え方をしたときに、町にとってのメリットとデメリットについてまずお聞き致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、私の方からですね、明神議員の一般質問の1番、情報事情について聞くという所にお答えしてまいりたいというふうに思います。私の方の担当と致しまして、1番、2番、4番をまず私の方からさしていただいてですね、3番は副長町の方からさしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

まず、本事業が開始できない場合の対策という所ですけれども。ご質問にありましたように、本年7月24日の正午をもってNHKのアナログ放送をやめるというようなことですね、その報道がなされてですね、気を引き締めて事業を進めておるところでございます。

本町で開始できない場合の対策はとのことですけれども、現在、可能な限りの対策を打ってます。また、業者の方もですね、何とか間に合わせるというようなことを聞いておりますので、現在のところ間に合うという思いでおります。

それから、カッコ2の方ですけれども。予算の内容につきましてはですね、管理の状況、予算経理につきましては、23年度の黒潮町情報基盤整備事業の特別会計予算書でお示ししておりますので、そのあたりでご理解願いたいと思います。

今後の見通しと現在の加入状況ですが。加入状況につきましてはですね、昨日も申しましたけれども、3月10日の段階ですが、テレビについて1,925、インターネットについては754の申し込みがあるということでございます。今後の見通しと致しまして、インターネットにつきましてはですね、現在の若者がインターネットを多く利用しておりますので、整備が完了すると大容量で高速でですね送受信ができますので、加入が増えてくるというふうに思っております。

テレビについての加入対策ですが、下村議員からもご質問がありお答え致しましたが、微妙な問題があつてですね、この場でちょっと公表できる状況にありませんので、その点はご理解をお願いしたいと思います。

次にですね、カッコ4の方のご質問に答えてまいりたいというふうに思います。この事業で金銭的なメリット、デメリットということも確かに大事かとは思いますが、この事業の大きな行政目標と致しましては、もう前々から申しておりますように、4つの課題に対してですね、個々に解決するよりかは1つの事業で、また安価に解決できるという、事業面でのメリットがこの事業に対しては大きくあるということを何回となくご答弁をさせていただいております。

また、この事業の大きな目的のもう1つですね、今、情報のバランスという問題で黒潮町内の地域間、あるいは町外とのですね情報格差の是正も大きなメリットがあるというふうに考えております。

運営においての町のメリット、デメリットとのことですけれども。メリットはですね、町の情報の一元化があります。施設の統一することにより効率的で省力化され、情報の一元化がですね図られますので、住民の皆さんもですね情報の統一化が図られ、メリットが大きいというふうに思っております。

また、受益者にとっても、またこれはテレビに加入していただいたことになりますけれども、情報がですね、目で見て、耳で、文字で確認できます。また、インターネットが光ということになりますので、繰り返しになりますが、大容量の情報が高速でですね送受信できるというメリットがあります。

それから、携帯電話不感知地域の解消にもつなげていっておりますので、そのメリットも大きいと思っております。

金銭的メリット、デメリットですけれども。デメリットは確かにですね、議員言われてるようにテレビ視聴に対しての、NHKの受信料以外にですね料金が発生するということは言えると思うのですが、インターネット

につきましてはですね、今の一般的な契約よりかは安価で大容量の情報交換ができるというようなことです  
ね、メリットが大きいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

私の方から、明神議員のカッコ3番目の、町の入札に法的瑕疵（かし）はなかったかということでございま  
すけれども、瑕疵（かし）はなかったというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

総務課長の1、2、4。これは見解の相違と申しますかね、行政の立場やきに思います。で、ええことはない  
ですけど、もう言うしかないと思います。けんど、現実にはそうじやいかんがやきにね、これは。いや、自  
分らが仕事してもよ、自分はね、もうこれ結果次第やきよね。みんなが悪いと思うて誰っちやせん。良かろう  
と思うてする。が、残念なことに結果はよ、10に1やつたらええけど、100に1つしかええことはないと自  
分は思うておるから、まあ自分の質問、総務課長いじめるみたいにも思うがですけどね。

ただね、総務課長の答弁は、こうなるああなる、いい方だけしか見てないと思う。ほんでそれも自分、やむ  
を得んとは思うがです。

ただ現実に、今の一例がね、これね自分、うちでもね話すがです。うちの会社はええねえいうて、これは。  
しかしよ、果たしてね民間の個々の人がよ、それをねどうやって生かすことができるろうかと。自分、これは  
うちでの話です。仮に生かして取り込んでも、残念なことにはね田舎ですしね、その後の条件がね、残念なけ  
んど勝てんがです。ここでいいもん作る、例えばね。まあ、初めのこの事業も地域の活性化。確かにそれは考  
えられます。けんど、いいもん作る。いいもん作ってもよ、残念なことにね、早や、去年からやりよう東京の  
アンテナショップへものを送るにもよ、コストが違う。例えば焼津、あの金吾で作ったもんとよ、ここで作っ  
たもんいうたらね、そういうね、どうしようもない部分がある。ほんで自分は、あの商品開発らもどうのこう  
の言うがやない。ないけど作る以上はよ、こっちゃが送るやなしによね、向こうがね買いにここへ来てくれる  
ようなものを開発せざったらよ、なんちゃんならん。ほんとにええもんはね、大手がね、そういう条件のえ  
えどこで作りだすしね。ようにまあ、自分は思うわけです。

そういう中で、初めにも言わしてもらうたように、それぞれ立場、考え方方が違うきに、これやりとりしても  
そうやねこうやねいう話には自分はならんことも自分も分かります。ただ、先にも聞いてもらうたようによね、  
今から、昨日までの同僚議員の一般質問にも出てきたように、保険料も上昇んといかんなる。これもやむを得  
ん、これは。現実に、年々そればあ要りようがやきね。医療費が高うなりようが。けんど自分らは、上げるこ  
とはもうやむを得んけど、その前にいう考え方を自分らは持つちよるわけで。ほんで、この事業らにしても、  
悪いもんじやないと自分も思うがです、これは。ただ、自分らが言わしてもらいるのは、一番が自主放送、  
この事業についてはね。そこを、確かに悪いもんじやない。けんど、そこまでやらないかんろうかね。そこま  
でお金を掛けて果たして町が、町民の皆さんのがよ、やっていけるらうかねいう問題がね、自分は心配なきに言  
わしてもらいります。

そういうことで、まあこれ1、2、4はね、それこそ、そうやない、そうじやの話になるきに、今言った、自  
分、この町の1億円近いお金のメリット、デメリット。それに対して、1億円の出費に対して町民の皆さんが

出費する、負担するお金に対して、果たして執行部はよね、これからどういうお考えを持っているかということをお聞き致します。

それで3点目。これもね、副町長ね、自分ね、まあ、またあれになりますけんど、勝った負けたやないと自分は思うぢよる。町長のね訴訟の提案、これは自分ね、立場上分かります。前町長、前副町長ね。それから、これは推測なりますけんど、今、片腕の副町長がかわった問題や。それでね、自分思うがです。この自分らの臨時議会のときには、あの議案に反対された4人の方を町長はどう思うぢよるろうか思うてね。自分はね、反対された方ね、町長の立場をねほんとに理解されちよったがやないろうかというように自分思うがです。自分は。

まあ、例え言うたらおかしいか分かりませんけんどね、今、自分言うまでもない。民主党大変なことになつちよるがよね。菅さんはよ、小沢さんをやり込めないかん立場や。仙谷、前原、お二人がね、まあ自分らの言葉で言うたらよ、首相、おまんはね、けんかしいうて。後はね自分らがね、何とか話つけるき。それやつたらね、自分、民主党あんなになつちよらんと思う。ほんで今ね、菅さんはね、自分ね、引きとうても引けんなつちよつたと思う。まあ今度の災害でいっときこう静かになつちようけんどね。それがね、自分ね、ええ悪いやないけんど、昔の自民党にはね、後始末する人がおったと思う。ほんで町長はね、自分この問題はね、提案したことで責任を果たしたと思うがやき。議会議長のとこへ持っていたことで。ほんでね自分ね、その後ね、周りが何とかできざつづろうか思うてね。ほんでもうこれ、町長も引くに引けんなつたがやおと、ように自分は思うております。

自分らもね、売られた話やきね、引くに引けん。よう森君に相談せざつたけんどね、引いたら森君がうそ言うたいうことになるきね。ほんでこの問題はね、私たち5人と町長の問題やないと自分は思うぢようがです。地方自治の中でね、議会と執行部の問題になってきたと自分思う。まあ、みんな自分に都合のええこと言うきね。自分らにはね議会政治、大げさか分からんけんどね錦の御旗があると自分は思うぢようきね、まあ言いたいことは言わしてもらうわけですが。

その副長町、瑕疵（かし）がなかつた言う。そうね、そう言わんといかんと思う、自分は。しかし、もういちいちあのときの状況を話すあれはないですが。

別に、自分も勉強したわけやない。議員として議会からもろうた資料の中によね、地方自治法の第2条16、地方公共団体は法令に違反し、その事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。<sup>17</sup>が、そういうことを違反した場合は、地方公共団体の行為は、これを無効とするいう条文があるわけです。

ただ、138条の2に、執行機関は自らの判断と責任においてという、まあこれ逃げるあれよね、いうたら。と自分は思う。いう文言もあります。それから。地方自治法施行令に、普通地方団体の長は一般競争入札に参加する者に必要な資格としてとか、ずっといろいろなあれがあつて。ほんで、これ後に出できますけんど、一般競争入札の報告いう167条の6に、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時、必要な事項を報告しなければならない。入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならぬ、という文言、条文があるわけです。

前副町長は、庁舎内でしたかね、その入札の時間。庁舎内におつたは場合は、うちの町では認めておるというような答弁、発言があつたように思うがです。そうしたら、庁舎内玄関入り口に、守衛言うたら大げさですけんどそのとき誰か担当者を置いて、いちいち管理していたかどうか。管理しておれば、遅刻とか何とかいうことは分かるはずです。副町長、瑕疵（かし）がない言ったけんど、後いろいろなこと言うてもなんほやちあるきあれですけんど。そういう手続きを経て、あの入札はやりましたか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

この件につきましてはですね、大変申し訳ないところでございますけれども、現在係争中でございますので、これ以上のですね答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それではですね、執行部は1億円の、町から出していくというようにおっしゃいましたけれども、執行部の方はですね、そうはとらえておりません。

というのはですね、確かにテレビにかんしてはですね難視聴地域の方については、加入していただいた方すべてになりますが1,050円が発生しますけれども、この収益の大きなところはですね、入ってくるところの大きなところは、インターネット部門が大きいです。従ってですね、その部門についてはいずれ、町のがに加入してなくても外部との契約になりますので、それはですね、やはりそこの問題は全く発生しないというふうに考えております。

それとですね、このまだ本格実施まではちょっと数年かかると思うんですけど、安定するまでは。やはりですね雇用にもですね関係しますので、その部分。それから、町の行政情報を出していくにも、告知放送に100パーセントの加入ができるおりませんので、課題は残っておりますので。けれどもですね、町の思いとして100パーセント加入していただいたら、町の情報が一元化して省力化できるということもありますので、総論的にはですね、この額にしたら1億円というふうに出ましたけれども、それほどお金が外へ出していくお金ではないというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

総務課長に対する質問の答弁、分かりました。

それから副町長の今のご答弁。今、自分らもね関係しちょるねあれですかんど、種子島のロケットのね謝金の問題が隣の県で問題になって。ほんで、その関係者がもう責任取って辞めたもんですね。ほんで、その関係機関らがなんちや言うてくれんき、ほんで自分ね、おまん、ちいと調べとうせいうてね。ほんで自分、あれロケットやき文部科学省の問題やき電話した。ほいたら今ね、副町長の言った答弁と一緒に。今、係争中やもんで、差し控えさせていただきます、という返事が自分は恐らく来るやろうと思うちよりました。分かりました。

ただ、瑕疵（かし）がない言うたことは、ここで言うたきね、これは。ほんとないもんか。自分があると思うちようが。今言うように、先にも聞いてもらうたようによね、守衛を立てて、門番を立てて、時間を管理しておったかどうか、これは。まあこの話はそういうことで、言うてもそうやねこうやねにならん話やもんで。

次の、2点目の、地場産業と漁礁についてを質問致します。

まあこれ、いつつも自分言わしてもらいようし、今更言うこともないがですかんど、ほんまに地球規模で水産資源の枯渇が起き、ある情報によったら、もう9割以上も減少しちょる魚種もあると言われております。そういう中で食糧、これ自分ら人間、生き物にとってなけりやいかん食糧でも、天然の魚はね、これもいつつも

言わしてもらうことですけれど、ほかの生産物、穀物や野菜と違うてね、漁獲するまでは人間コストゼロですきね。漁獲するには、今もう油も高くなつてどうにもならんばあコストを掛けるけんど。けんど、魚が生まれて成長して、自分らがさあ取ろうかいうとこへいくまでは、人間界にとつたらね自分、コストゼロの食糧やきね。ほんで自分ねこれはね、また大げさになりますけんど、人類がよ上手に活用したらね、半永久的にね利用できる食糧資源やと自分は思うちようわけです。

そういう中で、まあ現実問題としてね、それこそ今の震災による問題。それから今きっと、あんまりニュースにも出てきませんけんど、あの中東の問題。何か今日、明日あたりに総攻撃してどうやろこうやろいう情報もありますけんど、カダフィさんが。そんな問題が出てきてね、もう自分はね、自分らも含めて、今の鉱物性資源をねエネルギーにしておるあれはね、自分はもうやっていけんと思うちようがです。

そういう中で、ただ、これもいつも言わしてもらひよることですけんど、自分、漁礁。確かに漁礁事業ね、町もやってくれります。けんどね、自分はねそれはそれでありがたいけんどよ、本格的にね取り組むんで。何回も言わしてもらうように、土佐湾はこの高知1つの行政区で管理できる海域ですきね。これ自分、県にもこの前も言うた。ほんで、ご存じやと思います。前も言わしてもらうたようにもう日本海、島根とか鳥取ではね、水産庁の事業で大型の漁礁をね、設置の事業をやっておるわけよね、長崎らにしても。ほんで自分ね、佐賀の言葉で言う。佐賀やったらねマモリヨセいうてね、キロ数で言うたら20キロか。10マイルぐらい沖へ行って、水深が200、300メーターのとこにはね、昔は魚がおったがです。けんど、まあ文明の利器いうか、昔はこういう天気のいい日やないと三角の3点航法で位置を決めれざつたがが、今はもう夜も、雨が降ろうが、それで取ってしもうた。そこの魚をね、自分は増やす取り組みをしたらね、自分は高知の沿岸の漁業者はね、十分やっていけるように自分はなると思うちよる。ほんで、それをぜひやってもらいたいということは自分ね、佐賀のときから言いよう、これは。けんど、まあもう長うなるきあれですけんどね、結果として。

それでね、自分思うた。一昨日のね、畦地議員。みんながね道のことをね言うきにいて、いろいろ言う人もおる。けんど自分ね、思うたよ。畦地議員がね道に対する熱意いうかね、ある面では執念に近いようなあの気持ちがね、恥ずかしいけんど自分には漁礁とか環境とか言うけんどよ、口じや言うけんどね、自分にはなかった思うてよ。ほんでこの間も総務課長にね、自分らにしても申し訳ないけんど町の皆さんにしても、その熱意があつたら黒潮町はもっと良うなつちようねいうてね、自分言わしてもらうた。その熱意に対して自分はね、畦地議員にありがたい思いります。自分らが欠けちよったもん、これは。いうように自分は思うております。

そういうことで、自分はこの漁礁の問題にしてもよね、ここへも書かしてもらうちようによ、ほんとにね自分は取り組む問題やと思うから、何回も何回もですけんどここへ書かしてもらうちよります。それで、その点と。

それから、先にもちよつと聞いていただいたようにね、昔の漁師、恐らく百姓さんもそうやつた思うがです。まじめにやりよう人はね、そんなに借金なかつた思う。けんど、今ね、まじめにやりよう人ほど借金、これはどこに問題があるのかということを、今、自分らね、あらためて言うたらあれですけんど考えないかん。

ほんで町長に、今の百姓さんのことはともかくね沿岸漁業、それから漁船漁業、それから食糧としての動物性タンパク源。自分はあの狂牛病が出たときからね、ああ、もう牛もトリも豚もこれは駄目やと思うた。別に身びいきやないけんど、そういう面ではね魚はよ、天然魚はね、養殖駄目ぜ、もう餌の問題が出てきよるきね。早やこの間も、今度のあれでも、三重では50億ばあの損害があつて、須崎も5億かね。そういう問題が現実に出てきよるきよ。ほんで自分はね、天然の魚を大事にする。これまた初めの漁礁につながりますけんど。

ようなことで、沿岸漁業および漁船漁業と動物性タンパク源を町長はどういうように見ておいでるろうか、という2点について質問致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

食糧生産につきましては、現在の農業従事者の高齢化、あるいは漁業従事者の減少、これも顕著なものでございます。そういったことなど今後の課題は多岐にわたっていると、そのように認識しているところでございます。また、特に水産業では、議員が常々訴えておられますように資源枯渇が非常に速いスピードで進んでいると、それも認識しているところでございます。

また、漁礁による資源の増殖と保護につきましては議員と同様の認識で、現在、漁礁設置に向けての事業効果の検証をしているところでございますし、また併せて、県にも強く訴えているところでございます。

また、漁礁によりどの程度資源の増殖が見込めるかは、まだ勉強不足のところではございますけれども、カツオにつきましては、資源問題の根本的解決は漁獲制限が最も効果的であると、そのように思っております。また、先般のカツオフォーラムにおいても、仙頭さんが同様の発言をされておったところでございます。

また農業につきましては、農地が有効活用されるよう国策で後継者育成に取り組むべきだと思っております。現在、また自給率ですべてが語られようとしているのには少し違和感を感じるところでございますけれども、その自給率を目標値として、それを向上することを目指すならば、その算定式の分母の輸入はコントロールすべきだと、そのように考えております。

また、事業総量の確保に努めるとするならば、例えば外食産業の廃棄などに一定の規制を掛けるべきだと思っておりますし、いずれにしましてもWFPの世界への供給量の3倍をこの国の一国で廃棄していると、そういった自覚を持つべきであると、そのように考えているところでございます。

また、通告書にございます高付加価値化につきましては、付加価値を付けて売ったから借金になったということではないと認識しております。単純に食糧として売っていた時代より消費者のニーズが多様化したこと、その時代と現在の経済状況が大きく異なることが経営を圧迫していると自分なりにはとらえております。昔は生産者と加工業者、あるいは流通業者、卸し、小売と、それぞれ業種が役割分担をしていても総利益の中での配分が得られていたものが、生産品の流通販売過程での総利益が縮小したことから中間業者が淘汰（とうた）され、その役割をある一定生産者が担うことになった、こういった一面と、またそれまでの利益追求の結果であると、そのようにとらえているところでございます。またそのほかにも、安価な加工品の輸入等も影響を及ぼしてることも認識しております。

確かに議員ご指摘のとおり、消費者ニーズに応えるための設備投資が経営を圧迫していることは事実であろうかと思っております。しかしながら、現在の景気、あるいは経済状況を考えますと、ある一定消費者ニーズにも応えて、利益を確保していくかなければならないと思っております。経済成長を続けていた時代と違い、ゼロ成長も現実味を帯びてきたこんにち、いい悪いは別にして生産者も経済の輪の中にいるわけでございますから、利益追求を生産性の向上以外にも選択肢を持つ必要があると、そのように認識しております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

この漁礁の問題はね、自分や町も、それから県もね、1つがご存じのように、今、既存の漁礁の調査とか、それも分かります。行政はやっぱそういうものがないとね、なかなか事業を進めれん、これ税金使わないかん

き。けれどね、それはそれとしてね、けんどそれじやいかんとこがある。

ほんで自分、前もこれ言わしてもろうた、前々海洋水産部の部長さんに。資料出し資料出し言うたち部長さん、そんな資料出せるばあ魚が釣れよったらね、漁礁やってくれいうこと言わんいうて。現実にその魚が釣れんなった、昔は釣れよった魚が釣れんなった。ほんで、ほいたら釣れんなった原因は何か。それはいろいろな考え方もある。が、現実に魚がおらんなってきた。ほんで、魚の家を造つとうせ言いようが、漁師はね、これはほんでそこです。結局、これは申し訳ないけんどよく言われるね、言葉は悪いですけど官僚と政治家の物の考え方の違いいいうこと、国でもよく言われるわけよね。今も言うようにね、自分、行政職の皆さん方が言わんとすることはね自分、分かる。ただ、けんどそれじやあいう思いというのが、これも自分らにも責任ある。先の話じやないですけんどね、みんながね良うなろう、良うせないかん良うせないかん思うて一生懸命やってきちよう。今もやりよう。けんど、残念なことには良うならんわけよね、ますます。それはいろいろな要因があることは分かります、これは。分かりますけんどね、そのやっぱ問題を乗り越えてよ、やらなあ。ほんで、まあこれなんぼうちの町で言うても、県がうん言わなあどうにもならん。国へ話したい思うても、やっぱ県通じちよかないねえ、それも自分分かる。ほいたらね嫌でもよ、それこそ先に言わしてもろうことやけんどよね、まあいつも笑いもって話をする谷口課長によ、畦地さんみたいに県へよ、もうおまん来ないばあね、これ、町長。課長、行けいうて、県へ。行て相談せよ、いうような部分ね。もうね、それしかない。ほんで自分、県でも言うた。その国への問題も。自分らがなんぼ言うてもね聞かん。けんど、おまんらは公務員としておんなんじ釜のご飯食べようがぜよいうて。ほいたら、自分らが言うてもねうん言わんがもよ、町が県へ、県が国へ、水産庁へ言うたらよ、まあ、おまんがそれあ言うがやつたらもうしよないねえ、言うががこれ人間ですかね。それをね、自分はやっていただきたいと思うがです。何回も申し訳ないけんどね、やらんき一次産業が、なけりやいかん食糧産業がねどんどんどん、なんちや今まで輸入もあったかきかまん。かまざったと思う、これは。けんど、現実にもう売ってくれんなりようがよね、いうたら。小麦にしても大豆にしてもね。なんちや売ってくれんことはないぜ。けんど、どんどんどん値段を上げよういうことはよ、これ売らんということやきね、これは。お金のある人は買えるけんど、お金のない人は買えんがやき。

もう日本も、まあ自分、いつも聞いてもらうけんど、トヨタさんが日本のおやじやったや。けんど、もうおやじはアメリカが働かしてくれんنたってきちようがやきね、これ。あんな問題をよ出してきたいことは。あれまでもいろいろな問題、トヨタさん自動車あった。けんどアメリカもよ、トヨタさんがアメリカでどんどん仕事してくれりやあよ、失業者の問題も解決するし、アメリカにもプラスやったと思う。けんど現実に、子飼いの会社がつぶれだしたとかいうことになったき、自分もそうなった思うが。そうなってきたらね、自分は嫌でもこここの、最終的には食糧の問題になってくると自分思うがです。

ほんで、今言う県へのそういうまあ上へのね、県も通じて、国も通じてよ、話をね。ほんで町長が東京へ行って、いろいろなところへも行かないかんろうし忙しいけんどよ、自分らがなんぼ行ってね、水産庁、まあ大臣まではあれやけんどよ、話しても、水産庁の長官、次長、話してもね、そうやねいう話。はい、分かりました言うけんど、それだけやきね。自分が言うより町長が行ってよ、高知の沿岸漁業はこうですという話をしたらねえ、自分の話は聞き捨てしても、町長の話は聞き捨てるわけにはいかんきね、これは。いうことを自分はお願ひするがです。

それからその2点目の問題、動物性タンパク源のこういう問題ね。それから一次産業のその農業、漁業の問題。まあ、これもいろいろな見解があります。町長がおっしゃるように付加価値付けて、自分は付加価値付けたことがね、漁業、農業を駄目にしたね一番大きな原因やと、自分は思うちよる。ほんでこの間も、それこそ水産庁の担当者にそれ言うた。おまんら、おまんとは言わんけんど、付加価値付け付加価値付け言うけんど、

付加価値付けてやつたら確かにね、初めの一部の人はいいです、これは。ほんで、あれは付加価値やないがやき、希少価値やきよ、自分らの一次産品が売れるがは。なんぼええもんでもみんなが作りだしたらよ、値段がた落ちになる。それをずうっと繰り返してきちようきよ。ほんで自分は聞いてもうたようにね、国にしても系統、農中も恐らくそうやと思う。全漁連の偉い人らあ、皆さんね付加価値付けてねどんどん売りなさい言う。自分、ばかの骨頂思うてね聞きよう。それをやつしたことでよ、自分はみんな借金に。初めやつた人はね、みんながやるごろにはねもうやめるきね。そういう人はね、また次の。その他大勢の人がいうがやないけんどよ、その他大勢の人もね、こんなことしよつたらまた借金なるが思うても、そのときみんなと一緒にやらんことはもうその時点で駄目になるきよ、金借りてやる。やつたら、結果として供給過剰になって元も子も取れんなる。それを自分はね、ずうっと繰り返してきたと思うがです。よう自分は思うきに、今言う付加価値やないと。

それからもう1つは、まあこれも何回も聞いてもらうようにね、今、自分ら漁師にしても百姓さんにしてもね、作りようもん食糧やないきね。ぜいたく品言うたら言葉は悪いけど、嗜好（しこう）品やき。ほんで、うもうなけりやいかん、新鮮やなけりやいかん。そのためには、生産者はよ努力する。努力するいうたらお金を掛けないかん。それを自分、繰り返してきちよう。ほんで自分はね、もう自分らね、まあこれ自分がこんなことを言うとまた笑う人もおると思うけどよ、もう自分らそんなもん作るがやめろういうて。昔の人のように食糧を生産しよういうて。ほんで、これも不遜な言葉になるか分かりませんけどね、自分、要るがやつたら買いに来いやと、先の商品開発やないけんど。食糧だけはなけりやいかんもんやきね、これは。そこをね、そこへ自分はね、考えを持っていた生産に取り組まざつたらね、いつまでたっても自分は、まあ農業のことは言いません。漁業は元気になることはない。

ほんで、またまたまこれあれですかんと、恐らく自分、三陸漁場、先にも聞いてもらうた世界三大漁場や言われよつたとこでよね、ほんで、北海道が年間ね漁業生産が、漁業やき少ないです。あれが3,000億ちょっとぐらいや。北海道はそれほど被害受けないけど岩手ね、青森、岩手、宮城、福島。大体、漁業県のランクは北海道が1番、長崎2番いうて、高知は10番やけんどよ、それまでに静岡とかずっとあるがやきね。そこの漁業がねかなり被害を受けちようろ。そこに自分はね動物性タンパク源、もしこれが昔みたいによどんどんどんどん魚も輸入できる、農産物らも輸入できることが続くようやつたらありがたいことやけんど、今回日本に起きたことがほかに起きてないきね、分からんきね。もしそんな問題でも起きたときにはね、自分、ほんまに大変なことがね日本に出てくるように思うわけ。ほんで、やっぱ自分の食べるもんは自分で作ろうと。自給率ね、これ。ほんとの意味の自給率。自給率やない、自分は自給力やと思うがやき、これは。それを大事にする政策をね、自分は身勝手なあれですかんと、国も県も町もよ考えんといかんときになったと思うもんで、こうやって聞かしてもらうたわけです。

そういうことで、これもいつものことでね、なかなか話がかみ合わんもんであれですかんと。けんど自分ね、今までかみ合わざつたけど、何とかかみ合うような取り組みをねせんといかんときが、自分はもう目の前へ来ちようように思います。

そういうことで、まあこれも2番目の漁礁について。ぜひね町長、県にも国にもよ、先に自分、聞いていただいたいようなよ取り組みをねお願いしたいです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員が言われるよう、その漁礁の設置に向けて一生懸命努力していきたいと思います。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

ぜひね町長、くどいけどよ、これ漁業だけない、ねえ。よく町長もおっしゃるように、うちの町は一次産業の町やきね。農業、漁業をね自分は。自分ね、漁師、百姓さんいうことじゃないがです。食糧の確保いうことがね、今から自分、一番大事なね問題になってくると思うがです。

余談みたいですけんど、あのビル・ゲイツさんはよね、話によると2万種のもう種子をよ確保してね、北極で冷蔵庫いうたらおかしいですけんどね、北極へね保管しちょういう話を耳にします、これは。もう、何だらかんだら言うたちね食べるもんが第一ですきね。その手段をうちの町は持つちよるがですきね。まあうちの町だけやない、田舎は。で、自分は今からね、田舎はね良うなると自分思うちよう。良うなるいうか、結果として。それから良うならざったらいかんと自分は思うちりますき。ぜひ町長、ここだけの返事やなしによ、県の、課長も一緒よね。杉本部長のとこへ行て、ぜひやってくれと。それから国行つてもね、お願ひしたいと思います。

ほいたら3点目のCO<sub>2</sub>削減について。まあこれもほんまに、いつもおんなじことの質問ですが。

自分、たまたま新聞で見たがです。県の地球温暖化対策実行計画策定委員会の取り組みが始まつちよるということで、その取り組みはどう思いますかと。

それから2点目が、最終目標値。2月下旬から原案に対する意見募集を始めているということで、県下の各市町村にということですが。それに対して町はどうしたろうかと。

それから3点目は、手法は違いますが、前回、前々回、自分言っていたソーラーの事業をよね、群馬かね、自分もはつきり覚えてないです。今度調べないかん思いようがですけんど。群馬か栃木、関東の方で始めたいうニュースを聞いたがです。

ほんで自分、自分が提案いうたらあれやけんど、町がそういうソーラーの施設をね、まあなかなか自己資金では骨の折れるような人に、ある一定の。まあ一定ち、償却、それこそあれやけんど。償還が終わる期間は電気料のような形で納めてもろうて、ほんでもう償還金額に該当するお金が入つたら、もうその人に払い下げするとかいうような取り組みはできんろうかということを何回もここで質問さしてもろうて、そうやねいう話にはなっておらんがですけれど。

現実にもうあの原発の問題ね、あれが1970年ですかね、それから今まで40年の間に原発が、あれ大方30パーセントに近いばあの発電量になってきちよう。

ほんでね、自分はこのエネルギーの問題にしても、それから自らのこの日常のあれにしても、またおかしい話になりますけんどね。自分、30年はともかく40年ごろに戻したらね、ほいたらあの原発は要らんがよね。原発の発電量をのけても十分賄える、エネルギーの問題として。ようなことを考えないかん問題が現実に起きてきたがです。

そういうことで、まあその中ではやっぱもう自分は自然のエネルギーを、ここへも書かしてもらおうちようよによね、木質のバイオマスの。これらも梼原なんか取り組んじようわけよね。まあ立地的な問題もあるき、うちがやれるとかやれんとかいう問題あるにしてもよ、自然のねエネルギーをどうやって生かすかいうことが自分は、また大げさなけんどよ、人類の生き残りのひとつの大きな課題やと自分は思うもんで、ここへ出さしてもらいました。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

それでは私の方から、明神議員のCO<sub>2</sub>削減について聞くについてお答えを致します。

まず1番の、県地球温暖化対策実行計画策定委員会の取り組みをいかが思うかということでございますが。議員が新聞で拝見したように、高知県においてはですね今年度、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に該当致しますけれども、区域ごとのですね、このCO<sub>2</sub>削減のためのですね施策の計画を立てなければならないことになっております。そのため県では実行計画策定委員会を組織致しまして、新たに高知県地球温暖化対策実行計画の策定を進めております。

議員が言われるとおり委員会は、現在、本日が最終日になっておりますけれども、この計画についてですね各市町村へ意見の聴取をですね行った上で、それをまとめてですね本計画へ反映させまして、最終的な計画書として策定をするようでございます。

議員のご質問のように、実行計画の中で県は基準年を1990年と致しまして、2020年にCO<sub>2</sub>削減30パーセント超え、31パーセントになっておりますけれども、目標を設定しております。この目標につきましては現状を制す、現状から何もそういった施策をしなくともマイナス5.8パーセントということになるようですがれども。また森林吸収量をですね考慮しても、指標の高い計画ではないかと認識はしております。

また、この計画の中の再生可能なエネルギーの導入の施策として、ソーラーや水力、水エネルギー、低燃費車、エコ家電等々のことも計画されております。この計画はですね、広く県民が取り組んでいかなければならぬ内容にもなっております。また、県土の豊かな自然環境を保全し、県民の健康で文化的な生活の発展を図るものとしておるものでございますし、町としてはですね基本的には協力していくべきものだと認識をしております。

2番目の、県は最終目標値について、2月下旬から原案に対する意見募集を始めているが、町はいかが対応したかというご質問でございますけれども。先ほど申しましたように本日が最終日となっておりますが、黒潮町としましては特に意見はないということで回答をさせていただいております。

この検討委員会の委員さんそのものがですね、相当な知識、技術を持った方々が列記されておりますので、そういう方々で作られておる計画でございますので、当然尊重すべきであろうと思っております。

それから3番目ですが、まず私、明神議員にですね、どういった事業内容なのかということをちょっと聞こうかと思っておりましたけれども、私なりに想像致しましてネットからですね引っ張ってきましたら、ちょうど思ったとおりだったのか、これ長野県ですね。長野県ですね、確かに議員が言われるような事業をやっております。

このNPOとですね、それから母体は一緒になりますけれども株式会社と2つで合同でやっておるようですがれども、信州結いの国おひさまファンドということで、全国、オールジャパンでですね一口何十万かの投資をしていただいてですね、その投資したお金をですね原資と致しまして、それを使い、ソーラーの設置を募集致しましてですね、募集された方にレンタルして、レンタル料を頂いてですね、大体9年間で元が取れるといいますか、その設置された方のものになるようですがれども。そういう事業をやっておるようでございます。

その中で一部ですね、飯田市もですね、どれくらい出しておるかどうかはちょっと、そこまで確かめてないんですけども、ある一定の補助金も出しているようなことを聞いております。

ただ、このおひさまファンド等事業はですね、この黒潮町でニーズがあるのか。また、そういったですね事業者があるのかということといいますか、そういう方があればですね、またそれなりの対応はしていかなければならぬと思いますけれども、現状ではそういう機運にはなっておりませんので。また、そういうこ

とをやりたい事業者、企業者が出てくれればですね、今後、対応をしていきたいとは思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

みんなが笑うたいうことじやないけんど、前首相の鳩山さんがね25パーセント削減言うたら、そんなことができるかということで。それこそあの人、別のあれいうたら宇宙人やと言われるような、宇宙人の言うことやと言ったのがよね、けど現実に、何回も繰り返す、先から聞いていただきようけんど原発でああいう問題が出てきたと、これはね。ほいたら、温暖化には原発やないといかん言いよったことがよ、温暖化を防ぐには原發で電気を起こさないうて、このあのが起きるまでは盛んに言われだしておったがよね。けんど、その原発があんなんできたらよ、ほいたらそれ以外の手段でよ温暖化を防がんとね。

ほんで自分は何回も言わしてもらうように、食糧生産、農業、漁業にしても気象の異変がよ大変な問題起こうがやきね。ほんでいかに自分らが、言い古された言葉みたいなけんど、自然を守るかいう取り組みをせんということで、この1、2、3を出さしてもらうて。まあ、1、2は分かりました。課長も、2番はしよりませんということは、たいちや言いにくかったと思うけんど、そこやと自分思うがです。それがね、今からのね、まあ申し訳ないけんどよ、行政の仕事、これね。やと自分思う。

ほんで、この3番。3番はね、課長、そういう業者が、自分、前提案したのは、町ですよ、やれんかよと。そしたら前回、前々回、国がそういうことは行政はやつたらいかん言う。そこや、自分が言わせてもらうがは。なぜいかんぜよと、これは。現実問題としてよね、今、温暖化、二酸化炭素の削減はよ、もう国の国際的な公約になっちよう問題。それに取り組むがやになぜいかんかいことをよ、自分は言うべきやと思う、これは。そこがね、こんなこと言うたら申し訳ないけんどよ、そんなこと言いよったとこが町村合併もせんずつにやりようとこやきね、極端に言わしてもらうたら。自主独立ですよ、国は国よと、おらはおらやという考え方で取り組んじようとこが、じやと自分は思うがです。

ほんで、自分がこの問題言わしてもらうた、町でやる。そしたらね、これも申し訳ないけんど、今まで四国で言うたらなんちや四国電力へ出しよう電気料よね、その金が町の中へ入ってくるがやきね。町がこの、自分が言ったような施設を個人に貸与してやつたら。それでもね、十分電気は余るがやき、普通。これも自分、言わしてもらうちよう、この前のときも。ほいたらそれがよ、今まで仮に1万ずつ出しそうたお金がよ、出さんで、まあ10年間、今課長がおっしゃるように、これ一応10年間で計算しちょうがで、月に2万足らずをね、あれするがや。そのお金がよ、町の中へ、ここへ入ってきて。それから余った売電はよ、それが5,000円なるか1万なるかは別に、その人の収入なるがやきね、いうたら。ほんで仕組みによつたらよ、その売電したもんも町へ入れようと、取りあえず。ほいたら10年の計画がね、場合に寄つたら7年、8年で終わるか分からん。そういうように出していく金を出さんと。それから、今までゼロやつたもんをプラスにすることが考えられるきに、自分は町が取り組んだらどうぜよと。ほいたら、先にも言うたように、国がそんなことは行政はしたらいかん言う。国がね、こんなこと言うたらまたあれやけんどよ、したらいかん言うことをせないかん。

町長、どうですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

国の規制で、グレーの部分はもしかしたらできることもあるかと思いますが、完全にブラックの所はなか

なか、町の判断で推進するということにはなかなかなりにくいと思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

確かに、あれは沖縄やったかね。校舎建てるに、小学校だけ南向きに建てないかんがよね。ほいたら、沖縄では南向きに建てたら暑うてたまらんき、南向きに建てざつたらよ、国がね何かしつべ返しされたいう話もあって。

ほんで今、町長がおっしゃるように、確かに国が決めちようことにね、それはできん言うたらよ、やつたらいかんいうことをやつたらよ、そういうことも自分ね今までではあつしようと、現実に。けんどね、こんな問題が現実に起きてきたがやきね、エネルギーにしてもよ。そこをね町長、何回もくどいがで言うがやないけんどよ、県にねえ、ます。それは分かると。国がいかん言うき、県がいかん言うことも分かると。分かるけんど、それでかまんかよいうてよ。これせなあ、わしくの黒潮町はもうやっていけんがやと。ほんで高知はよね、その熱意を県に伝え、県がよね国へよ。自分はね、そういうことが今求められちようと思うがです。

これはまあ自分らと違うて町長には町長の立場もあって、はい、分かりましたという答弁にはならんことは残念ですけんど。けんどね自分、いやでももうそうせざるを得んときが来たと、自分思うもんでね。ほんで、まあ町ができるがやつたらできんでそれはもうしよないけんどよ。しよないけんど、ぜひそういう取り組みをね、自分お願いして。普段やつたらゼロなるけんど、まだ2分残っちようけんど、もうこれ最後ですき、これで終わりります。

どうもありがとうございます。

議長（小永正裕君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩致します。

休 憩 10時 45分

再 開 11時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第71号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、議案第112号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

ただ今より、総務常任委員会の審査報告をさせていただきます。

去る3月11日午前9時より第2会議室におきまして、委員全員と副町長、総務課長、税務課長、財務担当係長に出席を求めて説明を受けました。14時46分ごろに発生致しました東北関東大震災の第一報が入り、津波注意報は津波警報に変わったことにより、課長ならびに係の職員皆さんのが緊急配置につかれましたので、また対策本部を立ち上げるということになりました、委員会は中断致しました。よって審査は、14日午前9時より再開し、15時30分までで終了致しました。

本委員会の審査中に起こりました東北関東大震災は、黒潮町にも縁の深い気仙沼漁港の破壊的な被災状況の

報道がなされ、不幸にも一命を落された死者の皆様に衷心よりご冥福をお祈り致しました。また多くの被災者の皆さまの状況に心からお見舞いを申し上げるとともに、委員一同、一日も早く不明者が発見され、地域住民の皆様に安堵（あんど）の日が巡ってきますことをお祈りさせていただきました。

また、本町にもこのことで津波勧告が出され、住民の皆さんにも避難指示という重い連絡が入りました。海岸近くの住民の皆さんには、不安を持ちながら非常体制に対応することになりました。本委員会の審査中に、思わぬ事態を本町が体験したことを加えて報告させていただきます。

さて、3月議会で総務委員会に付託された議案は、議案第71号から76号議案まで。第90号、それから93号、99号、108号でございます。この委員会に付託された議案の審査結果をご報告致します。71号から76号、90号、93号は全会一致で可決するものと致しました。99号、108号は賛成多数で可決となりました。付託されました議案は、原案通りすべて可決するものと決しましたことをご報告致します。

それでは続きまして、各議案で特に説明を加えるもの、意見があったものについてご説明を致します。

議案第71号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、この改正は縷々（るる）説明がありましたが、個人情報保護条例の保護法が定められてる水準以上の推進が行われていることによってひずみが生じているという現状がございます。本町のコミュニティーなどにも希薄化が拍車を掛けているという指摘があり、また全国的にもその指摘の声が大きくなっているというところです。それに従って、だんだんと見直しがなされてきてる現状にあるということから、本町でも条例の改正をということになったものでございます。

情報提供の目的は、還暦祝いの対象者や新成人の対象者、敬老対象者、新生児の対象者などということになっております。公開される内容につきましては、住所、名前、生年月日、性別、新生児に関しては保護者の名前ということになっております。個人情報の提供できる機関は限られておりまして、町長部局でありますとか、教育委員会、議会、消防署、社会福祉協議会、地区の区長さんなどに限られているというご報告をいただきました。その内容につきましても、緊急なものであることとか、それから公開することによって個人の利益を妨げない、利益になる結びつくものであると判断された場合にのみ開示されるということのご説明でございました。

次に、議案第72号と73号につきましては、ご説明いただいたとおり、特に議論になることはございませんでした。

議案74号、黒潮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、この議案につきましては、役場の職員さんから駐車料金を給料から天引きするようにできるということの改正でございました。委員の中から、料金の徴収について条例の制定が必要でないかという指摘がございました。このことについては全国議長会への問い合わせを致しまして、その結果、自治法228号に規定された条例は対住民に対する使用料徴収の関係がある場合に定めるものであって、職員に限定する場合においては必要ではないという見解がなされましたので、規則を提示してもらい確認をさせていただきました。

また、この条例の中には、わたりについての是正がなされておりました。このことにつきまして、現在は職員給与を減額した場合は保障しなければならないという状況になっておりますので、特に言及するということは難しいということと。役場だけではなくて、そのお立場が保育士さんであるとか、また立場が違うこともあり問題がありまして一気にはいかない。それから、給料のわたりが完全になくなつたというときに、職員の資質向上に影響があるのではないかというような指摘もございました。これは、縷々（るる）現状として示されている分があるということにお聞きしましたが、上司の顔色を見て仕事をするような状況が発生するのではないかというような心配の部分も、自治体もあるということでございました。しかしながら、この部分について

は是正に努力をしてほしいという意見が委員の中から出されておりました。

続きまして、議案第 75 号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の制定についてでございますが、過疎自立促進法は 6 年間の延長が認められまして、平成 27 年になっていることはご承知の通りでございますが、新たに認められたソフト部分の事業の算定基準が、人口、面積、財政状況で決まっておりまして、当該年度に確定した事業に使うことができるとなっております。

さらに、現年度未消化分につきましては、このように条例を作つて、その使途を明確にした上で基金積み立てをし、後年度に処分をすることができるということも認められましたので、条例を制定するというものでございました。黒潮町の過疎債ソフト部分は、8,900 万円ということでございます。

続きまして、議案第 76 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例については、字句の改正でございましたので、特に議論はございません。

議案第 90 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算につきましては、議案書の方を見ていただいたらいいかと思います。

すいません、失礼しました。まず、議案書の前にですね予算の概要を説明していただきました。今年度の 22 年度の予算については、決算ベースで 90 億程度の見込みになるのではないかということでございました。その内訳としましては、3 月補正が 7 億 7,702 万 5,000 円を計上しておりました。22 年度の予算総額は 107 億 7,591 万 1,000 円となり、その中から第 2 表の繰越明許の分 19 億 2,724 万 9,000 円を引きまして、22 年度決算では 90 億という見込みになるのではないかというご説明を受けております。

まず、先ほどの 3 月補正の 7 億 7,702 万 5,000 円の件でございますが、その主な補正分につきましては、公債費の繰上償還が 4 億 3,228 万 9,000 円ということと、それから佐賀中学校の建設事業を 23 年度に債務負担行為を打っていた部分を 22 年度に繰り入れたということでございます。それと、国の経済対策に移行して、約 1 億 8,000 万円が追加したということが大きな原因であったというご説明でございました。

それでは、5 ページをお開きください。5 ページ、町債の説明をさせていただきます。

町債につきましては、22 年度がそこにございます、下の方です、右の。24 億 2,282 万 3,000 円となっております。21 年度から 22 年度の繰越明許分の町債をこれに足しますと 27 億 7,272 万 3,000 円となります。

続いて、それに起債残高でございますけれども、21 年度の決算のときの起債残高が 99 億 7,251 万 8,000 円ありました。22 年度の公債費元金償還分が 15 億 6,210 万 9,000 円がマイナスになります。それから、22 年度から 23 年度の繰越明許費の中に含まれております起債部分が 10 億 1,830 万円となっておりまして、先ほどの 27 億 7,272 万 3,000 円を加えた 22 年度の起債残高、借金の総額ですけれども、101 億 6,483 万 2,000 円の総額になるというご説明をいただきました。

それでは、続いて 9 ページをお開きください。9 ページの 2 表の繰越明許費でございますが、こちらの方は下の方に金額が入っております 19 億 2,724 万 9,000 円のうち、先ほどご説明させていただきました、22 年から 23 年の繰越明許費の中の起債分 10 億 1,830 万円の起債分が含まれた金額となっております。

続きまして、10 ページでございます。こちらの方は、第 3 表の債務負担行為でございます。こちらの方には、先ほど説明しました佐賀中学校の事業を 22 年度に繰り越した分の明細がなされております。

次に、地方債の補正でございますが、これは 24 億で対応するというご説明をいただいております。この起債の話をしているときにですね、先ほどもちょっと一般質問の中でもご説明があつたんですけれども、こうして市町村に負担が掛かってくるこの財政状況の中で、本来、国がやるべきものは国でしっかりとやっていただきたいなという意見が委員の中からも出ておりました。特に、学校等の運営については国の責任でやるべきではないかというような意見が出されておりました。

続きまして、歳入の1款でございます。15ページの1款です。町税の滞納に300万円というのがございますが、これは破産管財人の弁護士さんに交付請求をしたものとの1件分ということでございます。ちょっと金額は大きいのですが、1件の滞納分が入ってきたというご説明でございました。

あと、17ページをお開きください。14款でございます。これは12月に国の経済対策として決まりました、きめ細かな交付金と、光をそぞぐ交付金というものでございますが、それが、総務費国庫補助金の中に示されております。私たちは、光をそぞぐ交付金というのが始めてでしたので、説明を受けるように致しました。これは、国が今まできめ細かなところまで手が足りていなかったということで、DVであるとか、消費者対策等に対する交付をするものというご説明をいただきました。この使途については、今年度も事業に載っておりますけど、学習の支援員さんとか、それから障がい者の方を雇用した場合だとか、そういうときに使えるような交付金として配分されるという説明をいただきました。

続きまして、18款でございます。21ページをお開きください。この中の繰越金につきましては、繰上償還をするための減債基金の取り崩しをしたものが出ております。これは、出の分の73ページの方に充当される分となっております。

それから、続きまして23ページの町債でございます。23ページの町債の部分には、議案第75号の過疎地域の自立促進事業の基金条例の基金積み立て分がここに計上されております。

続きまして、歳出の29ページ、2款でございます。

29ページの2款の企画費の中の、地域公共交通活性化協議会補助金につきまして質問が出ました。試行運転をしているともということで、これは一般質問の方でも説明がございましたのですが、今、この予算では車いすが乗れるように車両を改造しているということでございました。この改造分のところがですね、予算の補助対象にならなかつた分を今回計上させていただいたということでございます。運行につきましては、もう縷々（るる）説明がございましたので省かせていただきます。

32ページをお開きください。2款の16目です。この補正額につきましては、お手元の方に以前配られました資料の方をご確認いただきたいと思います。きめ細かな交付金と、新たに住民生活に光をそぞぐ交付金の内容が出ておりまして、その中には明許繰越分となる分が含まれておりますので、配られた資料はお手元に。平成22年度のきめ細かなこの資料があると思いますので、これと照らし合わせていただきますと金額が合致致します。

続きまして、34ページの19節、負担金補助及び交付金の部分でご説明をいただいた分をご報告します。

これはですね、幡多広域の租税債権管理機構の分担金の減額でございます。当初には50万を枠として設けているそうですけれども、黒潮町から移管した分の総額は385万円でよかったですということでございましたので、減額が生じたということです。これについては、最初は50人の枠で組まれて、黒潮町は実際36人ということだったそうです。その分の減額が生じたというご説明をいただきました。

続きまして、飛びますが60ページの9款をお願いします。消防費の減額でございますが、これは説明もありましたように、非常時の出動が少なかったということなどの精算となっております。火災が少なかったということで、安堵をしたご報告をいただきました。

続きましては、73ページの12款に移ります。こちらの方の公債費は、先にも説明致しましたが、町債の繰上償還分を計上したものというご説明がありました。減債基金の取り崩し分をこちらの方に記載しております。

それと、これに付け加えて執行部の方からご説明をいただいたんでございますけれども、今回の22年の補正予算で最後になるんですけれども、今回のこの22年の運用に際しては、一時借入金の借入れをすることなく会計管理者が頑張ってくださったというご報告をいただきました。大変ご苦労があったと思いますが、細かくお

金を回していただいたんだなとということで感謝申し上げます。

以上が、補正についての説明でございます。たくさんありますので、あまり全部できなくて申し訳ないんですけども。

続いては、第93号の平成22年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてご報告をさせていただきます。この会計では減額補正となっておりますが、この原因は、町長の交代に伴う副町長1人の減と、それから一般職員の期末手当の減額分、それと年内に2名の方が退職があったということ。それから、それによる給与の減額等の調整が発生したということでございました。またですね、今年度には12人の退職者あるということでしたので、来年度には新規採用者8人の予定ということをご説明いただきました。

続きまして、議案第99号の平成23年度黒潮町一般会計予算についてご報告をさせていただきます。

こちらの方につきましては23年度の一般会計でございますが、これについては、町長の施政方針や副町長の詳しい説明がありましたので、私の方からの詳しい説明は省かせていただきます。23年度の当初予算は、説明もありましたが83億4,500万円を見込んでいるということでございました。22年度からの繰越明許が19億2,724万9,000円ございますので、23年度の予算総額ベースでは102億7,224万9,000円となる予定という説明が付け加えされました。

さらにですね、先ほどの22年の予算では一時借入金をすることがなく運営ができたというご報告をいたしましたけれども、今年度につきましては22年度末に事業が終了するが多いということで、支払いが4月末ぐらいになりそうだということでございました。業者さんへの支払いが膨れますので、どうも23年度につきましては一時借入金を起こす必要があるということで、15億の一時借入金を予定しているということでございました。

それでは、議案書の方の9ページをお開きください。

こちらの第2表の債務負担行為でございますが、ここにはですね、新規に庁舎の建設に伴う基本設計および実施計画の委託料が2,000万円を起こしております。これは、56号の大分改良事業の進ちょくに併せて庁舎の建設に対して早期の計画が必要となるものでございます。この庁舎の位置についてはですね、後ほど説明させていただきますが、55ページの国土調査費の予算の方で委員から出た意見も併せてご説明させていただきます。

それから10ページをお開きください。地方債でございますが、地方債14億5,890万円となっておりますが、借入れの利息については1.2から1.5パーセントというご説明をいただきました。

続きまして、歳入14ページでございます。1款です。こちらの町税でございますが、減額となっております。この減額の理由につきましては、町内の状況から見ると前年度並みの税収は望めないというご判断でございました。増になっている部分は自動車税でございますが、普通自動車税を軽に乗り換える方が増えていくのではないかという見込みの下、0.7パーセントほどの増額予算となっております。それと、減額ではたばこ税が減額になっておりますが、たばこ料金は上がりましたけれども禁煙をする方も増えるので減額という形の見込みでございます。

続きまして、17ページの地方交付税でございます。17ページの地方交付税の特別交付税でございますが、この税につきましては、今回こんな大きな災害が発生しておりますので、しばらくこの財源については不透明になるのではないかというご説明をいただきました。

それでは、続きまして31ページをお願い致します。17款でございます。寄付金です。この寄付金につきましては、毎年、ふるさと納税をしてくださる方があり、大変ありがたいことだと思います。また、職員の方も、毎年寄付をしてくださる方があるというご報告をいただきました。引き続き、きちんとした対応をしていただいてお礼を申し上げていただきたいという思いでございます。

続きまして、32 ページの 18 款、繰入金でございます。この繰入金につきましては、2 目の減債基金繰入金が繰上償還に当てられております。これについては、高利の起債分は少なくなっていますけれども、まだ国の許可が下りないというものが若干残っているということです。大体 3 パーセントぐらいの金利のものが残っているというご説明でございました。この分につきましては、実質公債費比率としては現状は健全ですけれども、27 年度から 29 年度にかけて 17 から 18 パーセント、17 パーセント超えていく見込みでありますので、委員の中からも有効な起債とはいえども借金は借金であるということで、十分注意をして運用をしていただきたいという厳しい意見が付け加えられました。

それから、3 目の地域活性化事業基金繰入金は、先ほどご説明しました光をそぐ交付金を取り崩して、保育士さんや学校の支援員さんを雇うために取り崩すものでございます。

続きまして、36 ページ 21 款をお開きください。こちらは町債でございます。この町債は、庁舎建設事業等が記載されておりますが、これについては合併債を充当する。それから、その他のハード面については過疎債であるとか。それから、子宮頸がんやヒブワクチン等については、その分のソフト部分で対応していくというご説明をいただきましたが、ヒブにつきましては、現状、死亡者が出るなどの事故が発生しておりましたので、現在見合せている状況というご説明をいただいております。

また、次のページ等にあります、38 ページに載っております土木関係には、有利な辺地債が使える部分と、その使えない部分については過疎債を充当しているというご説明でございました。

続きまして、歳出でございます。歳出 2 款をお願い致します。

人事管理面のことについて、2 款の方では委員の方から意見が出ました。この人事管理面で職員の採用資格の予算がありますけれども、この件については、今回の災害などのようなときに、こんな急な場合に職員さんが遠方に住まわれていると対応ができないので、そんな災害に備えても対応できるような所に住居を構えていただくように指導をしていただきたいという意見が出されました。23 年度は 8 名の方を雇用するということでございますので、早速にその対応をしていただきたいという意見が付け加えられております。

47 ページの企画費をお願いします。こちらの企画費につきましては、起業者支援雇用対策設備の撤去についての、これ、テレキューブという分でございますけど、再度委員の方からも質問があり、説明を受けました。内容については同じことでございますので詳しくは申し上げませんが、質問をさせていただきました。

48 ページの、続きましての企画費でございますが、こちらの中にはあります、くろしお鉄道の運営全般について委員より意見が出されました。このくろしお鉄道につきましては町長も役員をしておりますけれども、関係自治体が負担金を出し合って運営をしている現状がありますが、毎年やはり赤字ということで、将来的な見通しがなかなか見えないということで、抜本的な見直しも必要ではないかという意見が出されておりました。関係自治体の支援も厳しい状況になってきていますので、大胆な改革が必要ではないかという意見が強く出されました。

続きまして、56 ページをお願い致します。56 ページの 14 目、庁舎の建設費でございます。庁舎建設につきましては、基本計画を 23 年度にやりたいということと、債務負担行為の部分で出ておりましたが、実施計画については 2,000 万円を債務負担行為を起こしております。この庁舎の予定地は、皆さんご承知のとおり社会福祉センターの東側を予定地としておりますが、ここの地権者が 10 人の 18 筆、それから面積が 9,439 平方メートルあるということでございます。庁舎の建設については、合併特例債を充てる予定というご説明でございました。

さらに委員の方からは、現在の社協の東側の庁舎の位置は適正であるかということが意見として出てまいりました。今回の東北関東大震災のような状況が本町に起ったときには住民の支援に当たれるかというような

問題等が発生するのではないかということで、住民の皆さんの理解が得られるだろうかということで、心配の声が上がっておりました。

その他のことにつきまして、23年度は県議選、それから町議選、高知県知事選挙があります。そのことについて意見が出ました。投票場所が遠くて投票に行けない方もいるのではないかという意見が付け加えられました。期日前投票が始まりましたこともありますて、たいぶ投票はやりやすくなつたとはいえ、地理的なハンディで投票が難しいという現状もあり、今後に課題を残すものではないかという指摘がありました。

最後に、161ページの12款公債費でございますが、これは、先ほどご説明しました繰上償還分の計上でございます。

簡単ですが、当初の予算の説明は以上でございます。

それからあと、最後になりますが、議案第108号、平成23年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてでございます。これはですね、前回、特別会計を設置しましたので、4月から運営が始まります情報基盤整備事業に係る特別会計予算が計上されました。本格的な運用が始まるまでには少し時間があるのではないかということですが、実際には複式会計で計上するようになるということですが、現状ではこの状態で提案させていただきたいということでございました。

このことにつきましては、委員の方から、赤字にならない、まあ黒字に持っていくベースとしてはどのくらいの数字を見込むべきかという質問がございましたので、それに対して執行部の方から、テレビでは2,590戸、インターネットでは1,180戸の加入があれば黒字運営ができるのではないか。その努力を進めていくというご発言がありました。ちなみに、何回も説明がありましたが、現況としては3月の10日の現在、1,925戸の申し込み、テレビですね。それから、インターネットについては754軒ということでございました。この会計で管理する線は240キロメートルということになりました、高知を往復する距離の線を管理をしていくということでございました。

以上が、総務常任委員会に付託された説明でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹下君。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

いろいろあるがですけれども、まあ、あまり憎まれ事を言うのはちょっと避けて、今回は。

その最後の情報、特別会計のやつですが、この1億の財源を組んでおるわけですが。これについて歳入で見ますと50パーセントが大体利用者からの利用料と、それから加入者による収入によるものが約5,100万。それから、このあとの50パーセントがこの繰入金。その他の会計で繰り入れられております基金からの繰り入れと、

それから起債分ですか。結局、この内容で、今回、予算計上がされておるわけですが。

これから、この事業費というのは今どの程度のものになるのか。結局、まあ全体の予算だとは思いませんが、いわゆる全体での操業になってくるともっと予算が膨らんでくるんじゃないかなという感じが致しますが、そこらあたりは委員会審査の中でどう把握をされておるのか。

それから、もしこれが、この一般会計からのこういった繰入金で50パーセントこれが総事業費の運営にかかる費用だとすれば、常に50パーセントの繰入金が必要になろうかと思います。そうすると、その繰入金によって毎年毎年それから繰り入れないかんという、いわゆる赤字補てんが、そんな形で高額なものがこの情報の中にこう繰り入れられてきますとですね、一般会計への相当の圧迫、一般会計に対する圧迫になってくるいうことがひとつ大きな、私、懸念を抱いております。一般会計、会計を圧迫するような、いわゆるこの金の使い方というものに対してどうしても、加入者をほとんどもう見積もった内容で、ほぼ100パーセントに近い加入者を組み込んで、いわゆるそのインターネットとか、この加入者の加入金によるそういうもので100パーセント運営ができるような予算編成、つまり特別会計の事業費が組めるような内容に見込みがあるのかどうか。

そこらあたり、委員会でどんな審査になっておるのか、一応お尋ねをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

この事業費が総事業費かというふうなことでございましたけれども。一応説明を受けた中では、今回の資産額ですね、総資産額がまだ確定していないということですので。一応工事は現在やっている分ですべて済むということでしたので、その工事費についての追加ということは現在はないとは思いますけれども、という説明がございましたので。それが、資産額が6月ごろに決定するということでしたので、その資産額が決定した段階で、また企業会計での管理をさせていただくということのご説明がございました。

あと、竹下議員のご質問にありました、その一般会計からの繰り入れということでございますけれども。この会計は一般会計からの繰り入れを前提として作られておる会計でございますので、もしですね加入者が少なかつたり、インターネットの加入者が少なかつたりして使用料が上がらないということになればですね、一般会計からの繰り入れがあるということのご説明を受けております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

一般会計からの繰り入れを、いわゆるもう頭からそれで賄って事業運営を図っていくんだと思うんです。そういう考え方で、委員会で審査をされておるようですが。

私が一番懸念を抱いておるのは、一般会計から多額の金を繰り出すということは、一般会計を圧迫することになる。それでは困るんです。これは、すべて議会の皆さんであれば、当然そのことを十分に頭へ入れておいてもらわんと、審査の中で、まあ赤字が出たら一般会計から何でもかんでも繰り入れたらいいわという形ではね、やっぱしこれは大きな問題があるんです。実際に企業ですから、企業会計としていわゆる複式簿記でこれをもう一遍、今度、複式簿記に切り替えるわけですが、これではいろいろな資産の、減価償却とかいろんなものが取り入れられてくるんですけども、一般会計からやっぱし、それでも赤字だから補てんをしなきゃならん。毎年多額のものを補てんをされていかなければならないというようなね事業の運営というのは、これはほ

かの事業に対してもいろんな形で圧迫になってくるんだ。人の命を守る国保会計ですら、その赤字補てんができないというようなことを言っている皆さんがあるが、今度はこの情報の施設については、いわゆる光ファイバーのこの施設に対しては、ケーブルテレビの問題に対しては、その赤字が出たら赤字を一般会計から補てんしておつたええわ。これは、申し上げておきますけれども、町のこの一般会計に組み入れられたこの金というのは、すべて国民のための、町民のための。

(議長から「竹下君、要点を絞って質問してください」との発言あり)

はいはい。

だから、そういうものをやね、自分の懐から出すような形でこうどんどんどんどん入れられると困るんですが、そんな意見は出されておりませんでしたか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

先ほどもご説明しましたけれども、委員の中からはこの会計が黒字になるような努力をするようにということと、黒字になるベースですね。最低はどれくらいのベースがあるかということを質問がありましたので、それは先ほどお答えしたとおりでございます。

ですから委員の中でも、この会計が赤字ではいけないということは認識した上で、黒字ベースになるのの最低ラインはどのベースかということのご質問をさせていただいたと思っております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、これで質問は終えたいと思いますが、まあはつきり言ってそのくらいの審査しかされていないのか、総務委員会の審査というのは。そういう感じが致します。もっと厳しい内容できちっとね、委員会審査というものを詰めていくという、そのことを私、思うわけですが。

そこらあたりの感覚は全くなかったんですか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

ちょっと説明が遅くなつて申し訳ありません。

この会計につきましては、先にご報告したとおり全員一致の可決ではございません。賛成多数という形で可決をしておりますので、この議案につきましては反対の方も当然おりましたので、その部分を厳しいご指摘があつたことを付け加えさせていただきます。

失礼致しました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

すいません、ちょっと1点だけ確認させてください。

先ほどですね、新庁舎の関係で、やっぱり今回の震災があった関係ですね、町民の間にもかなり動揺もありましたし、いろんな意味でですね不安な部分が広がつて。委員長報告の中でもですね、庁舎についてはここ

の場所で理解得られるかどうかというようなお話をあったと思うんですけど。

今回、実際にその基本設計とか実施設計組まれていくわけなんですが、その中で、今回のレベルの震災ですね。今まで想定レベルの範囲内の内容で組まれてたと思うんですけど、もう皆さんご存じのように、想定をはるかに超えるレベルのものが発生したということで、自分たちが今まで考えてた以上のものをですね、今回のこの設計の中でも基本的にはやはり考えていかなければいけないというように、私は個人的には思ってるんですけど。そういうところまでですね、含んだような設計なり、ご検討なりがですねされて、この場所にやられるというような審査があったのかどうか。

そちらへんをお聞かせください。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

今回の審査の中で、具体的にどれくらいの津波を想定してこの建物を建てたらいいかとか、それから、どういうふうな利用の仕方が求められるかというようなところまでには言及してはおりません。

ただ、それがなかったということにつきましては、今までの検討委員会での検討結果とかのデータもございますので、それは踏まえた上で、プラス、今回の震災があったという現状を勘案していただきたいということで委員の方から意見が出たと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

関連で。今の庁舎の基本設計をやるということは、当然、説明して分かつちゅうですが。今、下村議員も言われたように、その説明した後ね、こんな大きな地震があったために、基本設計をなんでやるかいうことがうんと大事でね、鉄骨構造でやってしまうと、あの映像を見たらよう分かるように、建物というのは鉄骨は残つちゅうがやけど壁はのいてしもうてね、実際、鉄骨は残つちゅうんです。でも、RC構造というのは必ずね、地震が揺れてつぶれん限り残るんですよね。

だから、そうやって考えてみたときに、確かに想定外の設計までやるということは大変なお金も掛かるとは思うんですが、せめて構造をよね、基本設計のうちでせめてRCで考えようかというような話は、鉄骨にしようかというときにですよね。そういう、これでやってほしいというような委員会では話はなかつたですかね。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

ちょっと少し専門性があって、そこまでの話には言及はございませんでした。

ただ、委員会の中では心配致しましたのは、やはりその津波が来て、こういう現状を見たときに、住民の皆さんに不安が広がるのではないかということがございましたので、慎重な建設設計画が必要ではないかという意見でございました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

議案のあれの、この予算の説明のときにあったかとも思うがですが、9 ページの償還金の利子と元利の関係ですが。

(坂本総務常任委員長から「すいません、もう 1 回お願ひできますか。何の 9 ページでしょうか」との発言あり)

公債費の。公債費でね、今年度の予算のこの事業ですね、情報の。はい。黒潮町情報センター事業特別会計の今のこのあで、町債の償還が、にきの 1,621 万 4,000 円いう数字が出ちよるがですが。これは償還計画の期間いうか、期間、これ何年の期間になっておりますか。

(坂本総務常任委員長から「ちょっと待ってくださいね。すいません」との発言あり)

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 11 時 45 分

再開 11 時 55 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

すいません、失礼しました。

今、ご質問がありました償還の期限ですけれども、これは 10 年ということでお聞きしております。

それから、7 ページの基金繰越金の方での説明でございますけれども。今は元金の方が少ないですけれども、据置期間が置いて、それから本格的な償還が始まっていますと元金の方も太ってまいりますので、ということを説明をいただいております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

12 年言いましたかね。10 年。

(坂本総務常任委員長から「10 年です」との発言あり)

10 年。はい、分かりました。

それで、まあ自分自身はこの事業そのものにも、もう初めから反対しちょう立場ですかんどね。ほんで自分、先ほど竹下議員の質問にもあったようによね、自分、この事業ほんまにね、町にしても、それから町民の皆さんにしてもね、この負担でね、自分、命取りになると思うちようがです、この事業は。

ほんで、一般質問でもお聞きしたことですかんど、将来の問題ね。これ、そういうことについてもお聞きしよう思いよったのですが、この事業のこれからのいうことを、委員会では特に議論するようなことはなかったですかね。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

起債につきましてはですね、全般的な説明は受けました。

副町長の方からですね、起債を使う場合と一般財源を使って仕事をする場合、どちらかやっぱり町にとって有利に働くのかというようなご説明を受けました。例えばということでお話をいただいたんですが、うちの財

政で税収が弱いですので、20 パーセント程度しかですよね自己財源を持っていないというところでですね、例えば 10 億の事業をする。その 10 億を事業するに、すべてを一般会計で事業をすれば 10 億の金が掛かる。ですが、起債を借りて、優良な起債でその分の 70 パーセントが交付税算入されるものであればですね、その 3 割の一般財源で仕事ができるということでございましたので、その起債については十分吟味をしながら、優良な起債を借りていきたいというふうなご説明をいただきました。

それで、今回の元金合計なんかにつきましてもですね、この起債については一般会計よりの繰り入れになつていますけれども、この分の 7 割については交付税算入がある、充当率があるということでございましたので、その分を勘案しながら有利な起債で財政負担を少なくしていただきたいということでございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

はい、分かりました。

先ほど委員長のご説明にもあったように、この審議は地震があった後のことやったもんで。

ほんと、先ほど副町長からというあれがありまして、まあ委員長が今答弁してくれたきお聞きしますけどね。今言う 3 割、7 割。委員会でも、やっぱ 7 割の国が見ちゃるいうお金は、来ると思うてこれ審議したがやろうか思うてね。自分がよ、もう交付金もどうなるか分からん言いようがよね。そんなときによ、まあもうこれしよないけど、こんな審議でかまんろうかというように思うことですが。

先ほど委員長のあれをお聞きしたもんで、分かりました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休憩 12 時 00 分

再開 13 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を続けます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

産業建設常任委員会に付託されました全 16 議案は付託表のとおりですが、これにつきましては、去る 3 月 11 日午前 9 時から午後 3 時までと、14 日の午前 9 時から正午まで、本庁 3 階の第 3 会議室におきまして、全委員出席の中、町長はじめ関係課長の出席を求め、委員会審査を行いました。

今回は議案数も多数、多くありますので、より簡潔に報告するように致します。

まず議案第 78 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例については、県の事業にこの新たな制度が追加され、それに伴い本改正が行われるものです。

この議案につきましては特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい

て、および議案第 80 号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、関連議案ですので同時にご説明致します。

農集と漁集の使用料の徴収方法については、農集は戸数単位制、漁集は従量制であった方式を、漁集の従量制に合わせるものであります。水道審議会での検討により、漁集の一般家庭での超過料金分 190 円であったものを 180 円に減額し、農集もそれに合わせるものであります。これによりまして、漁集では年間 2 万円程度使用料が減少し、農集ではその逆に、年間 2 万 8,000 円程度増加することになります。農集では井戸水を利用している家庭が 6 軒あるようですが、そのご家庭には町の負担で計量器を設置し、本年 7 月 1 日から徴収を始めるようになります。

この 2 つの議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号、黒潮町漁業振興基金条例の制定については、カツオの活餌対策などの漁業振興上の対応に当たるための基金を設置するための条例であります。以前より本委員会で指摘をしているように、カツオという資源が少なくなっている現状にかんがみ、沿岸漁業の振興と併せ十分に検討していただきたいと申し出がありました。

この議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号、黒潮町企業立地促進条例の全部を改正する条例については、町独自で設置している本議案を国の法律分と合わせ、さらに有効に活用することができるよう、本議案すべてを改正するものであります。

委員より、実際に利用するときの規則が難し過ぎて、なかなかハードルが高過ぎるという意見もありましたので、もう少し簡素化し、実態に合うような制度にしていただきたいとのことありました。

この議案につきましては、ほかに異論等はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号、黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の制定については、国の企業立地に関する法律に対応するために本条例を制定するものであります。

この議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 84 号、黒潮町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例については、簡易水道事業と水道会計を統一したことにより、本基金条例は廃止されることになったものです。

この議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 85 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、先ほどの関連議案で、簡易水道事業が上水道事業へ統一した関係で、設置条例から簡易水道部分を削除するものであります。

この議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 86 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、町内に完成した 2 カ所の公園の設置及び管理に対しての条例を制定するものであります。この条例により、塩屋公園は直営管理、坂折河川公園は公園管理組合が管理することになっております。

この議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 87 号、黒潮町道路、附属物占有及び徴収条例の一部を改正する条例については、黒潮町では 16 年間改正をしていなかった占有料を改定するものであります。これは地価水準の見直しや、電柱の種類に合わせて対応するものであります。これまでかなり高い設定だったようで、今後は占有料が下がる見込みです。ちなみに四万十町も同様にこの改正が行われており、それと同一のものになるとのことありました。

この議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算については、予算書を基にご説明致します。

まず 48 ページ、5 款の労働費ですが、これは精算による補正予算となっています。この中の 13 節委託料で 191 万円が減額をされています。これは、森林組合に山の境界等の事業を委託しているものですが、やはり山の仕事は相当きついようで、なかなか雇用しても続かない現状があり、その結果、この減額補正となっております。

次に、51 ページ。一番上の 6 款 2 項 2 目の林業振興費の 19 節負担金補助及び交付金で、80 万円が減額になっています。これは鳥獣被害防除対策事業費ですが、本会議でも問題になりましたが、県の補助事業が打ち切りになったためと説明を受けておりました。

毎年、要望期間に県に対し補助申請を上げているのですが、今年は要望が多く、すべての希望に対応ができなかったことがこの原因のようあります。これに対し委員からは、できるだけタイムリーに対応ができるような方法が取れないものかという意見もありましたが、県に対しては強く要望活動を行っていくということでありました。

次に、52 から 53 ページにかけての 7 款の商工費ですが、この中で 1 力所記載の訂正をお願い致します。

7 款 1 項 1 目、商工総務費の中の 19 節の負担金補助及び交付金の中に負担金、これがありますが、この説明の所で土佐西南大規模公園建設促進同盟会負担金となっておりますが、この文言の中の建設促進同盟会という部分を削除願います。建設促進同盟会という部分を削除願います。

これは、ふるさと総合センターの空調機を修繕するための費用ですが、総額 2,327 万円の県の負担金分となります。

それから次に、8 款土木費に移ります。これは本会議でも説明のあったとおり、実績見込みや精算によるものがほとんどであります。

そうした中で、59 ページ。59 ページ、2 目の都市環境整備事業費の中の 18 節備品購入費で、坂折公園避難用ボート分として 10 万円が減額をされています。これは、坂折公園の横を流れてます伊与木川が雨等で増水し、公園から帰ってこれなくなつた場合に使用する避難用のボートであります。当初、20 万円程度のボート購入で考えていたものが、10 万円で購入できたとのことでした。

課長からの説明に対し、委員よりボートの保管場所を公園に置くのはどうかという意見があり、保管場所等には消防とも十分に検討し、適切な場所に保管していただきたいという意見がございました。

最後、11 款の災害復旧費ですが、これは精算によるもので、ここで特に触れるべきことはありません。

また、9 ページ。第 2 表、繰越明許費です。これはそれぞれ説明を受けておりますが、委員より、この表自身に繰り越しとなった理由を入れてもらえば簡単に理解できるので、ぜひ、今後はそのようにしていただきたいと意見があり、委員会としましてもできる範囲そのようにしていただきたいと申し入れしております。

詳細につきましては今ここでは触れませんが、もし聞きたいものがありましたら、後ほどご質問ください。

歳入につきましては、各種事業等に対する分担金や各種補助金であります、ここでは特に触れるべき内容はありません。ただし、字句の削除をお願いしたい部分があります。17 ページ、お願いします。

17 ページ、下から 2 つ目の、これは 4 款の国庫支出金の中に入りますが、1 節道路橋りょう費補助金の説明文で、町道維持改良事業費補助金という字句の中で、維持という部分の削除を願います。維持という部分の削除を願います。

以上、本補正予算につきましてはほかに異論はなく、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 98 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算については、本会議でも十分に説明がありましたのであまり詳しくは触れませんが、上水道および簡易水道の施設工事を行った結果の精算見込みによる補正となっております。

この議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 99 号、平成 23 年度黒潮町一般会計予算について報告致します。

予算書を基にご説明致します。まず、95 から 97 ページにかけて、歳出の方です。

95 から 97 ページにかけての 5 款の労働費ですが、本会議でもかなり詳しい説明がありましたし、詳細の資料も配られたと思いますので、ここでは特に触れる内容はありません。

次に、6 款の農林水産業費ですが、これも本会議で十分に説明がありました。

特に農業分野では、新規就農を志している方たちがスムーズに、本業として農業で生計が立てられるように、就農訓練から始まり、ハウス研修を通じて、最終的にレンタルハウスを利用できるようになるように予算措置がなされています。こうした農業施策を通じて、基幹の一次産業の発展を目指します。

また、103 ページ、7 目の産業振興推進総合事業費で、22 年度から続いている加工施設が 23 年度で農産物等の一次産品の加工処理施設が完成されます。特産協が中心となり運営を目指していきます。雇用促進協議会の販売ルートの後押しもあり、ラッキョウや黒砂糖等の販売先はほぼ決定されているとのことありました。

次に、7 款の商工費に移ります。ここでは、113 ページ、3 目の観光費、一番下です。9 節の普通旅費で 72 万 7,000 円が組まれています。このうちの 30 万円が、ハワイで開催される T シャツアート展へ職員を 1 名派遣するための費用となっています。この派遣の目的等で質疑がありました。ハワイからの依頼で T シャツアート展を現地で行うものですが、収益事業へ向けての足掛かりの一つにしたいとのことありました。

また、次のページ、13 節委託料の中で観光振興事業業務委託として、今年は NPO 砂浜美術館へ 1,000 万円が計上されています。本会議で資料も配布し説明がありましたように、観光窓口の一本化や、関東地方等の県外のお客さまの誘致を目指す事業が追加されています。

次、8 款の土木費ですが、本会議で説明を受けた以外で特に触れるべき内容はありませんが、125 ページ、17 節の公有財産購入費で、佐賀の道の駅の用地購入費で 5,145 万 8,000 円が組まれています。地権者 19 人への支払い分のことでしたが、この運営について厳しい意見が多数ありました。まず、経営は本当にできるのかという問題。ビオスとの経営のさび分けや、ほかの商店への影響。民間企業へ指定管理をした場合の賃借料をビオスとのバランスをどう取るのかなど、さまざまな問題が指摘されました。今後、十分に検討すべきと指摘しております。

最後の 11 款災害復旧費ですが、これは昨年同様の枠取り予算となっています。

第 2 表の債務負担行為については、特にここで報告すべき内容はありません。

また、歳入部分につきましては、これは基本的に各種事業等に対する分担金や各種補助金であります、今回の震災によりまして、当初計画した内容のとおり行かない部分がかなり出るのではないかと懸念が残っております。

以上、本議案につきましては慎重審査の結果、可否同数となり、委員長判断で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106 号、平成 23 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について、および議案第 107 号、平成 23 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算については、関連議案ですので同時にご報告致します。

今議会で特筆すべきことは、どちらの特別会計も一般会計からの繰入金が前年度を下回ってきたことです。これは公債費が減額となってきたことが要因ですが、農集で 73 万 7,000 円、漁集で 287 万 3,000 円、昨年度に比べて減額となっております。こうした状況で加入者が増えてくるようになれば、より一層この状況が改善されます。

この 2 議案につきましても特に異論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、最後の議案第 109 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計予算について報告致します。

この議案も、本会議および質疑でかなり詳しく説明がありましたのであまり詳しく触れませんが、1点ご報告致します。

22年度は約876万7,000円の純利益が出る予定であるものが、23年度はわずか4万3,000円のみの純利益の予定となっております。国保会計で徴収額の引き上げが問題となっておりますが、この水道会計でも水道料の値上げを考えねばならない時期が近づいていると言わざるを得ない状況が近づきつつあります。この内容につきましては、今年9月の水道審議会で料金の見直し等について諮問する予定であるとのことでありました。我々と致しましては、本年度計画しているような老朽管の敷設替えや、それに合わせての漏水点検とその対応、また、滞納が出ないように水道料を極力徴収していく旨を申し伝えております。

本議案につきましてはこれ以上の意見はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全16議案のうち、2議案が賛成多数。ほか14議案が全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

議案82号の企業立地促進条例の改正のことながですが、この委員からハードルが高いと言われたことがあつたということで。それで、このことを今利用しよう言うたらあれやけんど、これに該当する企業はあるかどうかと。

それから86号のですね、公園の管理に関する条例の一部ですけども、このがです。これは塩屋の公園は町が管理すると。ほんで、坂折公園は管理者組合言いましたかね、の予定だということながですが。

その管理者組合というのは大体、これは佐賀のときからの引き継ぎがあったがじやおか、それか、こういった新たな条例が出てきたが、そのへんお伺いします。その2点。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

まず議案第82号について、該当する企業があるのかとかですね、そういう内容なんですが。

基本的にですね、このときの審査の中ではですね、規則がとにかく実際やってみろうとした場合ですね、厳しいことがあったという事例があったようで、具体的に何がどういうふうに厳しかったというですね説明も意見も特にありませんでした。それで、今言われたように、その該当する企業があったかどうかということもですね、そういうことで何も分かりません。

それから、86号についてのですね公園管理の部分なんですが。坂折河川公園の方は公園管理組合が管理するということで、我々としてですね、それがどういう具体的な組織なのか、いつできたのかとかいう、そういう審査はですねしておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

最後の定例会でございますので、ちょっとミミズが這うたみたいな話ですけど勘弁してください。

実はね、この大方バイパスをめぐるところですが。これはね、事業化したのが、これで2回目とか3回目とかいう話を合併した当時にお聞きしたんですが。合併やない、私が初めて議会で来らしてもうたころに。ほんでもうですね、しかもこれは佐賀改良と一緒にですね、この間の国体で供用するという予定やったがよね。調査費もたくさんついたがよ、これ。それできんなったいうががね、原因がね、この4年間、僕、議会の中でもいろいろと発言させてさせていただいた。厳しく町長の責任も追及したけど、それは19年の12月やったと思うけど。それは、これはここでその町民がね、加害者、被害者になってますよと。責任は町長にありますよいうて言いよったら、それはね、しかるべき機関があるんだと。それは警察であり、国交省でありという話なんですね。そんなこと言いよったらね、僕はね、できるもんもできんなる。自らが話をぶち壊しよう。誰が聞いてもそんな話を聞いたらね、やっちょれますかいう気にはならんと思うた。

その後、私はそれではいけませんよと。やらないけませんということですうっと、そのつもりで言うてきたけど、事はですね、ここがね大方町と違うんですよ。黒潮町ながですよ。我々は困る、佐賀の方は。片坂のバイパスは、やるきっかけは何かいうたら道が悪い、ご承知のように。その悪い所を早うしてくださいよいうて頼みゆうけんど、片坂に限って言えば、それは従来の佐賀町の方は協力をしてもらえるやろうということで始まっちゃうがや。金があるじゃないじやの話やないがや。

今、合併してしもうてね、この調子やつたらね、黒潮町は先の大方町とひとつも変わっちょらんもん。これじや困る。我々が困る。何のために合併したやら分からん。私が前から言いゆうのは、大和朝廷以来ここは遠流の地や。これ一日でも早う何とかしてもらいたい。国交省の役人にも言いゆう、早うやってくださいよいうてこれ。風を吹き抜かしてもらわな困る。まあ片坂、佐賀分については何とか頑張ってやりましょうよいうてやりゆうけんどよね、結局、我々の方まで足を引っ張られる原因がそこへ出てきゆう。国は黒潮町をどれればあ信用してくれようが、これ。私はね、そういうへんをね、委員会の中で審査が議題として挙がったかどうか。この4年間、我々の任期内の決算としてね、これはきちっとしてねしてもらいたかった。そういうことがね、審議の中で出たかどうかということを、1つだけ聞きたいわけよ。

で、私が言うのは、もう半端錢の600万ちゅうようなもん戻してもらうことはない。そのおかげでよね、そんなもんで腹を見られて腰を見られて、そればあのもんかと、黒潮町は。しいてのことはないねやと言われるがが情けない。私のところはね、前から言うように国境地帯なんですよ、土佐の国と幡多の国の。人事で言うたらね、あこは左遷されたもんの集まりじや、あそこらの方は、当時のこの辺から言うたら。国境守備隊やき。片坂が、事故あるときは全部止められる。ほいたら、どっから来るか。おきから来るか、空から来るか、宿毛から来るか。いつも取り残されるがは我々の所になるわけよ。この一番遅れた黒潮町の中にあってもよね、我々の所が一番遅れちゅうがやけん。本腰やつもらわな困るわけよ、これは。いつからこれ陳情しゆうが、要望しゆうが、黒潮町はこの問題について。どれればあ町長以下、補助機関が本腰やつたが、今まで。議会もそうやき。

（議長から「矢野くん、委員長報告に対する質疑をしてください。よろしくお願ひします」との発言あり）

ほんじやき、分かつちゅう分かつちゅう。分かつちゅうがやき。議会も責任があるがや。あのAルートを賛成したがやき。そういうことをよね、今までの委員会の中でよ協議されましたかということを聞きゆうわけよ。

いかがですか。

議長（小永正裕君）

はい、分かりました。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

今回ですね、ここで私は個人的なですね見解を述べれないのが残念ながですけど。ぜひ述べたいと思う気持ちもあるがですけど、残念ながらそれはできません。

ただし、今回のこの当初予算も補正予算も含めてですね、56号についてのですね具体的な意見であつたりとか、審議であつたりとか、進ちょく状況であつたりとか、そういうことはですね一切ありませんでした。

過去にさかのぼってもいいですか。

（議長から「今回審議したことですね」との発言あり）

まあ一応、今回はそれだけです。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでね、私がね、もうしまいのとこで言います。置け置け言いよう話もあるけど。言いたくないけど。

石を放って茶碗に受けるような話はいけませんよ、これは。石を放ってきたらね、布団で受けないかん。やっぱり心をね、いかにほぐしていくかということをやってもらいたい。そういうことをね、ぜひですね、委員長、まだこの後によね、今後、任期は幾らか残っちゅうき。そういうことも踏まえて、今までやってないいうことは分かつちゅうけど、あえてこの場で発言さしてもうてよね、まあ委員長、そのへんがあつたかなかつたか。そういう心を解かすような協議がなされたかどうか。ただ、石を放って茶碗に受ける、それだけの話ではね事は通じませんよこれ。

そういうことをね、お聞きしたい。そういう話があつたかなかつたか。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

過去にですねさかのぼっての委員会の審査のお話をですねこの場所でやっぱり言うのはですね適切じゃないと思うので、あくまでも今回の出された（矢野議員から「ああ、それは分かつちゅう分かつちゅう。今の話。今回の委員会の中の」との発言あり）今回でしょう。今回は、一切そういうことはありません。

（矢野議員から「なかつたらそれでええが」との発言あり）

（竹下議員から「議長、小休」との発言あり）

（山本議員から「議事進行」との発言あり）

議長（小永正裕君）

質疑やってますので、委員長報告に対する質疑です。委員長報告に対する質疑です。

（竹下議員から「補足。このね、今、この地権者に既に事業を進めるということで」との発言あり）

暫時休憩します。

休憩 14時 00分

再開 14時 01分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生常任委員会に付託されました議案につきましては付託表の方を見てください。議案について審査の結果を報告致します。付託されました議案は21議案です。

去る3月11日、午前9時より午後3時まで、それから3月14日の午前9時より12時まで2日間、常任委員5名出席、1名欠席の上、議員控室において、各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め、慎重に審査を致しました。

審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいかないけども、委員より質問が出されて内容がより深められた主なものなどを報告致しますが、今回は本議会でかなり説明がありましたので、それと重なる部分はある程度省かしていただきたいと思います。

教育厚生常任委員会に付託されました全議案は、当初予算のみ賛成多数で、あと残りは全会一致で可決されるものと決しました。

それから、議案とは別ですけども専決で出されました、こちらにありますけど議案の109号ですが、これは佐賀中学校の多目的トイレの設置を、議会で以前意見が出来て、それが採用されて改善されたものでしたので、それは説明を受けました。それを報告しておきます。

それでは議案審議の方に入ります。

最初に、議案第77号ですが、これは厚生労働省の改正によるということで、特別な問題はありませんでした。

続きまして、議案第88号ですが、議案書の44ページを開けてください。これは北郷小学校の休校を廃校にするというものなんですが、ここでは理科室と職員室を一部改造して調理室を造るということです。地域づくりとして活用していくんですけど、ここではみそ作りとかミニディとかですね菜の花まつりなど、地域でいろいろな活動をしておりますので、その拠点として造りたいということで、大きな問題はなく説明を受けました。

続きまして、議案第89号ですね。46ページ。これは質疑の中でも出ましたけども、少年補導育成センターの設置条例ですが。これは県費負担が1人で、それから町からは2人になるということで、どうすることをしてるのか質問が出来て、早朝とか夜間のパトロールをするとか、それから相談業務、それから子ども広場というのを育成業務として年に10回ぐらいやってるそうです。大体、1カ月に16日の勤務体制でやってるということでした。4名から3名になるという点では、質疑でもありましたけども、特に大きな問題はなく終りました。

それから、議案につきましては予算書がありますけども、ちょっと議案書がそのまま出てますので、110号、111号、112号、まとめて審議しましたので報告したいと思います。

この点は、指定管理者にかんする関連議案ですので、本会議で説明された内容以上に説明はなくて、大きく問題もなく、質疑もなく終わりました。

それでは補正の方に入ります。議案第90号です。

補正の予算書を見てください。ちょっと待ってください。

3款民生費ですが、41ページです。3款民生費は決算見込みにより減額、それから人事異動による減額ということで、ほとんど減額予算になっております。特別大きな問題はなかったんですが、41ページの20節扶助費の真ん中辺りにですね、自立支援医療費というのは200万増額になってます。これは、不足する可能性の恐

れがあるために増額になったものです。

続きまして、44 ページです。これは 18 節の備品購入費、21 万です。大きな予算ではありませんけども、これは大方中央保育所に医療器具の必要な園児がこのたび入るということで、それに備えて医療器具をそろえるということで。たんを取る機械とか、酸素の吸引器とか、そういうものの備品購入費です。

続きまして、衛生費に移ります。4 款の衛生費で 46 ページですが。

13 節の委託料、これは全部減額予算になっておりますけども、がん検診の所ですが。検診者が予定より少なくなったので減額予算ですけども、毎年検診が減少気味だということで、議員の中でも啓発を兼ねて進んで行っていただきたいという意見が出ておりました。衛生費によりましても、ほとんどが精算による予算で、特に問題になることはありませんでした。

続きまして、10 款の教育費に移ります。65 ページを開けてください。

ほとんどが実績による減額予算です。

66 ページのですね、13 節委託料の 150 万の減額予算ですが、これは佐賀小学校の入札減による減額です。

その下の 14 節使用料及び賃借料ですけども、200 万の減額ですが。これは本会議で説明がありましたように、パソコンのリース期間が、1 年間組んでいたのが 8 月で終わったということです。それで、この 5 年間のリース期間が終わった後のパソコンですけど、これは町の方に寄付していただけるんだそうです。それで、使えるものは町の方で使ってるというお話をしました。

それから 66 ページを開けてください。14 節の使用料及び賃借料。

これも中学校のパソコンリースの件で 60 万挙がっておりますが、その下にですね、中学校仮設校舎 279 万 2,000 円挙がっております。これも入札減の方です。

その他のものは、先ほど言いましたように実績による見込みによって補正を組まして、ほとんど減額予算になっております。

補正につきまして、90 号についてはこれで終わります。

特別会計の方の補正に入ります。

91 号の補正ですが、黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書です。これはですね、56 万円の追加ですけども、決算で余剰金が出たので一般会計に繰り越したもので。そのほか、大きな問題はありません。

続きまして 92 号、黒潮町宮川奨学資金特別会計予算書です。これは 360 万円の減額予算ですが、これは最初に予定しておりましたほどの新規貸付者が少なかったことで、申し込みが少なかったので減額したものです。

続きまして 94 号、黒潮町国民健康保険事業特別会計予算。これは、事業費が確定したために出された補正予算です。

それから 95 号、黒潮町国民健康保険直診特別会計予算ですが、これは 1,173 万 5,000 円を追加しております。本議会でも説明があったかと思いますが、これは診療報酬が増えたので追加予算をしたんですが。要は、患者さんが増えたので、その分が足りなくなるので補正を組んだということです。

続きまして 96 号、黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算、それから 97 号、黒潮町介護保険事業特別会計予算書。この 2 つについては大きく問題になるものはありませんでしたが、介護保険の、もう 1 つあったかね、ありません。

これで特別会計の方の補正予算を終わります。

続きまして 99 号、一般会計の予算書に入らしていただきます。

最初に歳出から入りますが、ちょっと待ってください。

3 款民生費ですが、69 ページを開けてください。

69 ページのですね、一番上の枠の下の端、あったかふれあいセンター事業委託 1,036 万 1,000 円ついておりますが。これは一般質問でもありましたけども、社協へ委託する事業です。国がつくって県がやる事業ですけど、3 名の臨時の職員さんを雇う、そのほとんどが人件費です。ここでは、こぶしの 2 階を借りましてですね、独居老人の支援も考えてるそうですが、病院に行くとか買い物へ行く、そういうサービスも含んでくれるそうです。特にありがたいサービスじゃないかなと思います。

続きまして、3 款民生費のですね、78 ページ。19 節負担金補助及び交付金の下から 5、6 番目になりますが、宅老所利用者助成金 96 万円とあります。これは、今まで 1 人 200 円の助成金だったのを、今回 500 円に単価をアップしてくれた予算です。今まで 1 人 200 円というのは、ほんとに予算としては足りなくて、宅老所の経営してる方が、もうほとんど光熱費も足りないくらいに消えてしまうということでしたので、大変いい予算ではないかなと思います。そういうふうに委員の中から意見が出ておりました。

それから、80 ページを開けてください。

80 ページ、19 節負担金補助及び交付金ですが、その中のですね、地域子育て創生事業費補助金 34 万 4,000 円とありますが、これは県の 100 パーセント事業で、事業は婚活だそうです。今、はやりの婚活をするということです。

84 ページを開けてください。

5 目の児童館運営費とありますが、ここでは 1,565 万 6,000 円が減額予算になっておりますけど、これは本会議でも説明あったかと思いますが、放課後子ども教室の予算を 10 款に移したためです。

それから衛生費の方に入りますが、あまり細かいことは飛ばしたいと思います。衛生費の方はですね、細かいことはあったんですが。

92 ページ、合併浄化槽の、これは負担金補助及び交付金の所でですね、合併浄化槽の設置事業補助金がありますが。これは一般質問でももう答弁がありましたけども、昨年は合併浄化槽の予算が足りなくて事業に大変困って、後から補正を組んで事なきを得たんですけども。今年はそれは大丈夫だろうかということで意見が出来まして、今年は 33 基構えておるから多分大丈夫だろうと。また、そういう足りなくなつた場合には事前に業者さんにお知らせして、なるべく大きな問題にならないようにしていくという答弁がありました。

続きまして、10 款教育費の方に移ります。

2 目の事務局費の所で 1,022 万 1,000 円ありますけども、比較としてこれが増えた分ですが、先ほど言いました放課後子ども教室がここに移ってきたので予算が増えております。

それから、137 ページを開けてください。

3 目の少年補導育成センター費 218 万 3,000 円、これも減額ですが。これは、先ほど条例でも出ましたけども、補導職員 1 人減になりました、その減額分です。

それから 142 ページですが、維持管理費の所で 15 節工事請負費 120 万、上川口小体育館の解体ですけど。これは、シロアリで取り壊すことになったという報告がありました。

そのほかはですね、教育費の方はほぼ例年並みの予算が多くて、特に問題になることはありませんでした。

続きましてですね、この予算書の、今までにはなかったんですけど、歳入の方に入りますけど。

歳入については、特別大きく問題になることはありませんでした。本会議で説明がありましたので、それ以上のことはありませんので、ここで報告を省きます。

99 号の黒潮町一般会計予算についてはこれで終わります。

特別会計予算の方の 100 号に入ります。黒潮町住宅新築資金貸付事業特別会計予算書ですが、これは 934 万 7,000 円の予算を組んでおりますけども、これはですね、大体この事業が昭和 47 年ごろ始まったんですが、事

業そのものはもう終わっておりますので、あとは返済のみの事業です。それで、滞納額はいまだに8,900万円ぐらいあるそうですけども、この予算書としてはもう返済5パーセントの見込みの予算になっております。

それで課長の方から、徴収率をアップするように監査委員から言われているので、夜間の訪問もして努力をしていると、そういう報告がありました。特別大きく問題になることはありませんでした。

続きまして101号、黒潮町宮川奨学資金特別会計予算書です。この予算は昨年より123万円の減になっているんですが、この予算書の8ページに減の所が比較として出ておりますが、事業費123万4,000円です。これはですね、昨年の予算から見て、それから継続する人が昨年より少なくなるということで、その見込予算で減額しましたけども。実は今年は申込者が例年よりも増えまして、やっぱり今の景気を反映しているのか、いつもなら高校生10人、大学生20人の枠を取ってるんですけども、いつもそれより少なかったんですが。今年は高校生15人、大学生25人の、例年にはない申込者があったそうです。それで、これについては補正で対応していくということでした。

続きまして102号、黒潮町国民健康保険事業特別会計予算書。これは昨年より31パーセント減の予算になつております。これは、被保険者が170人減ったためということでした。

そのほかについては、この本議会で説明がありましたので、今回はここでは省きます。

続きまして103号ですが、黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算書。これも大きく問題はありません。

104号に移ります。104号はですね、黒潮町介護保険事業特別会計予算書。これは、15ページを開けてください。大体ほぼ例年並みの予算なんですが、保健給付費が7,910万増えておりますが、これは介護認定者が増えるということで、57人分増の予算を組んでおります。

あとはほとんど前年並みです。

続きまして105号、黒潮町介護サービス事業特別会計予算書。これはほぼ例年並みとおんなじ内容ということで、大きく問題になるところはありませんでした。

大変端折ってしまいましたけども、これで大体、教育厚生常任委員会で審査されました内容の説明を終わらしていただきます。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森君。

10番（森治史君）

すいません、89号の関連になりますが。ここで私、本部が、いわゆる黒潮町の少年補導育成センターの本部が佐賀に行っても、それは教育委員会との関連だから、これはそれでいいと思うんですが。

実は、ここの方に常設で人がおらんなるような可能性があると思うんですよ。今の補導センターの事務所はあるかもしれません、そのまま。けど、ここに人がおらんということは、いわゆる小学校から高校まで抱えてる、この入野地区。それから、いろいろな面で問題があったのが、意外と下田の口の体育館なんかで、やはり子どもがたむろして遊ぶとか、そういう事例も今まで豊富に、豊富にあったらいかんことやけど、あったことです。それと、駅のとこなんかもやはり補導センターが近くにあることによって登下校の高校生なんかが、ちょっと目に余るときにはすぐ連絡して指導に当たってもらつてた部分があるのですが。

そういうものに対しての配置の人数、それで、できればここに常設で、人数は3人でなかなかローテーションが難しくなると思います、4人態勢でやっていたところを3人にするということは。そのへんの問題について

て、やはり設置のところで人数の配置について、今ある、旧福祉センターの中にあります事務所の方にも1名の常員で張り付けができるとか、そういうような問題についての議論があつたか、意見があつたかというがをお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員会（宮地葉子さん）

今言われたようなですね、詳しい内容についての質問は皆さんから出てこなかつたんですけど、やっぱりどういうことをしているのかということで、本議会で説明あつた以上には、先ほど言いましたけど早朝のパトロールしてるとか、夜間のパトロールしてるとか、そういう全体的な像でお話ありまして、1人減るからどうなるかという問題についてはあんまり詳しく審議はありませんでした、意見は。

1つは、人件費の削減ということがやっぱり頭にあると思うんですよね。そういう点で、今、業務がどうしても滞るんじゃないかという質問でしたけども、そういうことを深く審議するということはありませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

すいません、国保の会計のことなんですが、ちょっと1個だけ教えてください。

議案の102号です。102号で、今回、国保会計が値上げになるかもしれないということで、だいぶ問題になつてゐるんですが。

そこのですね10ページに、これ歳入の部分なんですが、10ページです。10ページの歳入。国庫補助金の所ですが、構いませんか。10ページの歳入、国庫補助金ですね。の所が、前年度が1億8,000万程度だったものが、今年度3億3,000万に、約1億5,000万ぐらいの増額になつてゐるんですが。

この入がですね本当に入るのかどうか、そのあたりの説明とかはあつたんでしょうか。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員会（宮地葉子さん）

本当に入るのかどうかというような質問は出でおりませんが、特別そういう質問はありませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第71号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第71号の討論を終わります。

次に、議案第72号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についての討論はありません

か。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町公用財産管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町漁業振興基金条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町企業立地促進条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、黒潮町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 84 号の討論を終わります。

次の、議案第 85 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、黒潮町道路、附属物占用及び徵収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、平成 22 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、平成 22 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、平成 22 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 95 号の討論を終わります

次に、議案第 96 号、平成 22 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 98 号の討論を終わります。

次の、議案第 99 号、平成 23 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下英佐雄君)

もう大体、お勧めも最終に差し掛かってまいりましたので、一言はやっぱし最後の反対討論をやりたいと思います。

この黒潮町一般会計の予算書ですが、やはり全体的に、まあ今年度 80 何億かの事業に昨年度からは縮小をされておるけれども、かなり大型予算がいはずれ続いてきております。今、執行部で考えなければならないことは、これまでやられてきた事業の継続。つまり、このぬるま湯へ漬かってきたような感覚でもって、いつまでもだらだらとしたようなこの予算の事業運営がやられておりますけれども、今、特に、町民のその暮らしの中では大きな変化が起きておる。そして、収入ががっくり落ち込んで仕事もない。それから健康にも害されて、病院へかかりたくても病院へもかかることができない。非常に暮らしが不安な状況で過ごされている。こういった町民に対して、どのような形で救済の手を差し伸べるのか。

今、町で、今行っているこのこれまでの事業の内容を見てみると、やはりパソコンの画面の中でいろいろな事業の選択がやられて、そして、住民に目が届かないような状況。まあ、町長の施政方針の中でも、いわゆる虫の目で町民を見て、町民の暮らしを細こうにずうっと虫の目で探索をしながら、それに応えていくような事業を進めたいということであるけれども、この予算書に示されている限り、まあこれは非常に大切なもんもありますけれども、私から言えば非常にこの放漫、いつも口から出ますが、放漫な事業の内容というものが目につくんです。いわゆる遊び心を取り入れた事業内容。そういうものが、まあケーブルテレビにも象徴されますけれども、高額な金が町民の暮らしから離れて、そういった所でどんどん金が使われている。こういった形の中で運営をされておる。今、できるだけ、無駄な、放漫な財政支出を抑えて、そこでコスト削減を行いながら、町民の暮らしに向けた金の使い方。そういうものをやっぱし、改善をすべきであると。その時期に来ておると思います。

そういう形で、この全体の予算書をとらえておりますが、細かいことは数多くありますので申し上げませ

んけれども、そこらのチェックをもっと厳しくして、住民の暮らしに軸足を据えた行政施策というものを講じることを強く要望して、この一般会計に対する当議案に反対を致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

森君。

10番（森治史君）

全体ではないんですけど、私、委員会の中でも、この庁舎建設費の所の委託料。これが出了たところで、実際に東日本で大きな地震が起きて、実際に海岸線にある庁舎が波に飲み込まれて機能しなくなったところが、幾つかの市町村があった関係で、もう一遍、真剣に場所の検討をし直すべきではないかというように反対を致しました。

今、ここでつけるということは、これは完全にこここの、いわゆる今、庁舎の前の福祉センターの東側に建てるということで確定してしまうと私は思っております。調査費もつけ、基本設計もやった段階で、もうほかには検討する課題はなくなってくると思います。

やはり本当に、執行部に言わすと 130 年の利便性を考えるとか、考えた場合はここしかないとかいうような答弁がありましたけど、やはり 30 年以内に確実に起こってくると言われてる地震を考えたときには、再度、やはり住民のことを考え、やはり指揮命令出すのは役場です。消防でもないはずです。そういうことを考えたときには、このように安易にここありきでやっても問題点が残るということで私はしております。そのときに執行部からは、3 階建てにしてここは 6 メーターありますと。2 メーター浸水しても、1 階が漬かっても、2 階、3 階で運用できますとかいうような答えでしたけど、やはりここはもうちょっと真剣に考えるべきだと思いますので、今予算案の中ではこのような予算が組まれている以上、私は当初予算には賛成できませんので、反対討論をさせていただきます。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分も、竹下さん 1 人が反対やったら 1 人じゃ寂しいと思うて。ほいたら、森議員も反対したがですが。

自分ね、自分の後に賛成者が出てくるか、討論。賛成討論のねあがれてこんいう、町長、予算案よね。ほんでもまあ、自分らはもうこの 23 年度、新年度はどうなるか分からんがですけんど、町長はまだ来年も再来年も任期があるわけですから、先ほどの竹下さんのお考え、ご意見のようによね、ほんとにね町民の皆さんの方を向いた、施政方針にもあるように、ほんとにこれから厳しいなってくることを覚悟せんといかん。

そうなったときに、自分何回も言わしてもらうことですけんど、まあここにおいでる皆さんはそんなにね骨折れん方たちやと思います。が、かなりな町民の皆さん、そういうあがれてくると思うもんで、まあ 23 年度はともかく 24 年度の予算はね、自分らみたいなもんがよ、のような考え方をもったもんがそうやねとね言うような予算案を提出していただくことをお願い致しまして、今年度のこの予算案には自分は反対です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

賛成討論を致します。

いわゆる厳しい時代を迎えておりますが、町長のですねあの施政方針、または予算の概要等々見てみると、非常に黒潮町の課題でありますいわゆる町の債権の償還にも努めておりますし、また、言われるようにこの予算全般を見ますと、まだまだこの厳しい町の財政を見たときに、もう少し切り詰めた、また、いわゆるインパクトのある、そういう事業に予算を振り向けるべきやと思います。

しかしながら、行政というものはですね、町民の生活が非常に懸かっておりますので、急激な変化は、私はこれは大きな問題があると思いますので。この予算の概要等々を見てみると、いわゆる軟着陸のそういう姿勢が見えますので、私はこの点について高く評価しておりますので、一部に問題がありますが、この点については評価をして賛成を致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第99号の討論を終わります。

次に、議案第100号、平成23年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第100号の討論を終わります。

次に、議案第101号、平成23年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第101号の討論を終わります。

次に、議案第102号、平成23年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

非常にこの国民健康保険においては、住民の命と暮らしの懸かったこの事業でございます。

先ほどの一般会計の討論でも申し上げましたように、今、国保税の支払いがなかなか苦しいなってきてる。まあ、黒潮町の国民健康保険税は他の地域と比べて非常に安いということであるけれども、しかし現状は、今、多くの方がこの国保税の納税について、非常に大きな苦しみを抱いておる。支払いをしたくても払えないいう家庭が生まれてきてる。そして、短期保険とかいろいろ、まあ多少入れれば保険証を短期間でも交付してくれるから、それを提げて病院へもかかるというようなこともやっておりますけれども、中には病院へかかるに

も病院の医者代がない、薬代がない。そういう家庭がほうぼうで生まれてきております。そうした家庭に対してまた、このいわゆる差し押さえとかいろいろな通知を出して、またそれで大きな苦しみを与えておるというような、非常に町行政において冷たい内容の行政施策が行われておる。

そういう中で、もはやこの国保税の引き上げについてはもう限界やと言われることが、今までずっと私、訴えてきたわけですけれど。それが、6月にどうしても値上げをしなきゃならない。その内容というのは、今度のこの23年度の国民健康保険税の中で、いわゆる国庫補助金。これが3億3,000万の国庫補助金を見込んでこの当初予算の歳入に示されておるけれども、これがいわゆる昨年度の1億8千万ちょっとですが、それが昨年度の実績です。それに比べますと、1億5,088万2,000円というものが結局この国庫補助金に、昨年度の実績に対して上積みをされておる。これが結局、欠損額としてこのままでいきますと出てくるわけ。その欠損をどうやって埋めるかということになると、いわゆる税条例を6月の補正で改正をしなきゃならんという、そういう執行部の考え方だろうと思いますが、去年度並みにこの条例改正案がもし否決された場合に、ここにそういう歳入欠陥が生じてくるわけですから、この予算編成そのものがいわゆる欠陥予算であるということを指摘しなきゃならんと思う。少なくとも、この国庫補助金で昨年並みの内容で挙げれば、どこかに赤字分の額を何らかの形で補てんをするような内容で計上をしておかなければ、これ大変なことになると思うんです。しかもこういった形でね、国保の連合審査会ですか、国保の審査協議会にこれをそのまま持つていって、結局上げてくれなければ何ともならないからというような形でのひとつの圧力的な、ね、内容でのこれを提示する考え方で出してきておるんだろうと思いますが、結局この協議会というのは、これは隠れみのじゃないんです。いわゆる一般会計から繰り出して補てんをするか、あるいは他の基金から繰り入れて補てんをするか。そのことは執行部が、行政の責任者が決めることであって、なけらなあ連合会の方で上げたらええじゃないかというような、連合会へ責任を、協議会へ責任を転嫁するような内容というもの、これはあってはならないことである。

だから私は、この内容は、なぜ当初におけるとこの国保会計については、まともに予算編成ができなければなぜ骨格予算としてでも計上しなかったか。それは、以前はいろいろそういった6月の補正で全部振り直しをして、国保会計を挙げてくるまで3月の当初予算では、ほとんどもう骨格予算として国保会計へ挙げりました。その方法をなぜ取らなかったのか、ちょっと不信でならないですが。とにかく、こうした問題のある、こういう計上の仕方というものについては、これは認めるわけにはまいりません。

そういう観点から反対を致します。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第102号の討論を終わります。

次に、議案第103号、平成23年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第103号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、平成 23 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、平成 23 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

竹下君。

反対討論からお願いします。

16 番 (竹下英佐雄君)

反対討論を致します。

これまで申し述べてきましたように、このいわゆるケーブルテレビの、いわゆるこの情報センターというものがついに、当初から私、反対をしてまいりましたけれども発足をするようになって、運営をされるための一般会計が、その特別会計がここに設定をされたわけですが。

これ、いわゆる利用者という数は一体どれだけになるのかということを、常々心配をして考えてきたわけなんです。特に、これに賛成の方々というのは、ほとんどが町役場の中で占められておる。いわゆるこれがつくことによって、いろんなインターネットとか、いろんな内容での活用ができるという、運用ができるということに対して期待を持っているのは町の役場関係。それと、専門的にこのパソコンを利用して生計を立てている方々、そういう方々。それがこの黒潮町内にね、一体どれだけの人が占めておるのか。このことを考えた場合に、ほんの、私は一握りの方だと思います。町役場の中でも、実際にパソコンを使いこなせる方々というのはそうざらにいない。ほんのわずかしかない。そういったわずかな人たちのために何十億という金をつぎ込まれて、この事業は始まった。百姓や漁師をしめる方々、あるいは細々と、いわゆる行商をやったり経営をされたり、あるいはどこかへ勤めに出られている方々、そういうところの人々の要望する事業じゃないんです。その一部の特定の人々の利用する事業が、これだけの大きな多額の金をつぎ込んで、いわゆる借金をして事業を、これを始めた。

だから、そのために今度この計上された形の中で、先の議案質疑のときにもただしましたけれども、その利用者の納める金がいわゆる 50 パーセントを歳入として、それからあとは繰入金の 50 パーセント。しかも、この 50 パーセントは一般会計から繰り入れるという形で、これからは一般会計からの繰り出しというのはどんどんどんどん増えてくると思うんです。そして、この会計の中で本当に町民が差し伸べてもらいたい行政施策とい

うものについての、いわゆるこの一般会計からの救済措置というのは、これは到底そういうものに圧迫をされておりますから、当然、住民の暮らしはもう切り捨ての状態に置かれてくるんじやないか。そういう懸念を抱いておるんです。これに対してまともに、町民の暮らしに対して救済をしますという内容が、ほんとに温かい、弱い立場にある方々こそ、手を差し伸べねばならない方たちに対して、これを切り捨ての状態でこれからもやられていくんじやないか。そういう心配が、この会計の中で懸念をされるわけだ。

こんな形じやなくって、利用する利用者が運営をしていくような事業の組み方いうものが最初からきちっと整っておれば私はそれに反対は致しませんけれども、赤字が出たら全部、なんぼでも一般会計から繰り出しやあいいんだという感覚でね、住民の暮らしを無視した感覚でこういった事業がなされるということは非常に残念である。今日、本日で議会を去ることにはなりますけれども、そういった心残りが今も悔しく残っております。だからそういう面で、もっと町民に温かみのある行政施策を組む立場からも、やはりこういった金の使い方を少しでも削って、そして住民の暮らしのために回せるように経費節減に努めていただきたい。

以上、反対の討論に代えさせてもらいます。以上です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分らはこの事業を町が計画したとき、そのときに執行部の説明では、パソコンとかねインターネットで情報を持って、それで町の活性化いうような説明がありました。そのとき自分ね、おまんら、インターネットからパソコンで取れるような情報はみんなが持つ情報で、そんな情報がおまん、どうして値打ちがあるというて。情報いうものは、人が持っていない情報をそ値打ちがあるということを言わしてもうたこともあります。まあ町としたら、防災の関係の施設等の問題もあって、自分、執行部がねこの事業を進めたいことも分からんことはない。

ただ、自分らが反対するもう1つの大きな理由は、ほんとに自主放送。確かにこの自主放送は、まあいうたらお金が十分にあって、財政的に余裕のある組織であれば悪いもんじやないかも分からん。しかし、ほんとにもう厳しい財政の中で、町民の人がほんとに喜ぶ事業やろうかということを自分らはね心配して、心配してとかそういう懸念があって。ほんでこの事業やるにしても、その自主放送は考えたらいかんかよというようなことも言わってきてもらいました。結局この事業、まあ黒潮町だけやない、県下34市町村ですかね、やっている。

ほんで、この議会ごとにどことも追加予算、追加予算。自分ね、業者的人は赤子の手ねじるようなもんよと思うてね、へち向いて笑いようと思うがやき。追加予算ばあ割高なるものはない。そんなことをよ、ほとんどの町村がやりよる。この事業ね自分ね、ほんとに金食い虫になってくると思うがです。先ほど同僚の竹下議員、話にもあったようにね、こんなことでね、自分、かまんろうかと。この事業かまんろうかという心配、懸念があるから自分は、それから自分も含めて自分らは反対しよるわけで。これにも賛成いうわけにはいきません。反対です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 111 号の討論を終わります。

次に、議案第 112 号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 112 号の討論を終わります。

これで討論を終ります。

この際、15 時 25 分まで休憩致します。

休 憇 15 時 09 分

再 開 15 時 25 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでよろしくお願いします。

初めに、議案第 71 号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町公用財産管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 73 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 74 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 75 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 76 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 77 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町分担金賦課徵収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町漁業振興基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 81 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、黒潮町企業立地促進条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 82 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 83 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、黒潮町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 85 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、黒潮町道路、附属物占用及び徵収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 89 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 90 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、平成 22 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、平成 22 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は委員長の報告のとおりに可決されました。

次に、議案第 93 号、平成 22 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、平成 22 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 97 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、平成 23 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 99 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、平成 23 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、平成 23 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 102 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 103 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 104 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、平成 23 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、平成 23 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 108 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 109 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 111 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 112 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 116 号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の制定についてから、議案第 120 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、追加提案のご説明を申し上げます。

議案第 116 号から 119 号までは拳ノ川診療所に関する議案となっており、議員協議会で説明させていただいた内容となっております。

まず、議案第 116 号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定につきましては、委託契約をして運営をしていた正在運営している拳ノ川診療所の花田医師が、健康上の問題で 3 月 31 日をもって委託を継続することができなくなったため、新たに来ていただく医師の給与条例を制定するものでございます。

次に、議案第 117 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例改正も、拳ノ川診療所の運営を委託から直営にすることに伴い、町職員の看護師を配置することになったため、看護師の特殊勤務手当を加えるものでございます。なお、手当の額は保健師と同額で、月 5,300 円とするものです。

次に、議案第 118 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてでございます。

この予算は、事務の簡素化を図るために、水道事業特別会計予算を除く職員の給与を一括して処理する予算でございますが、このたび拳ノ川診療所に勤務する医師の給与が決まりましたので、提案させていただくものでございます。なお、平成 23 年度の当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16 億 8,879 万 5,000 円と定めるものでございます。対前年比では 2.2 パーセント、金額に致しまして 3,848 万 2,000 円の減となっております。この主な要因は、職員の減によるものでございます。

次に、議案第 119 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてでございます。

この予算も拳ノ川診療所に関係する予算でございまして、平成 23 年度の当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,900 万円と定めるものでございます。対前年比では 14.1 パーセント、金額にして 1,300 万円の減となっております。この主な要因は、医師の交代により一部不確定要素があるため、暫定的な予算にしていることによるものでございます。

次に、議案第 120 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60 万円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 5,970 万 1,000 円とするものです。これは木造住宅耐震改修工事費で、県補助金が追加配分されることになったことによるものでございます。なお、この後補足説明を、副町長ならびに担当課長にさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは、議案第 116 号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の制定について説明致します。

この条例は先ほど町長からも報告がありましたとおり、平成 23 年 4 月 1 日から拳ノ川診療所が直営になることに伴い、新たに条例を制定するもので、お手元の 3 ページをお開けください。議案の 3 ページです。

まず初めに、目的。第 1 条、この条例は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、国民健康保険拳ノ川診療所（以下、診療所という）に勤務する医師の給与について必要な事項を定めることを目的とするということです。

次に、3 条の給料表をお願いします。診療所に勤務する医師の給料は、その職務の複雑、困難、もしくは責任の度に基づき、医療給料表（別表 1）に定める職務の級に分類するものとし、この分類の基準となるべき標準的な職務の内容は規則で定めるとあります。

別表 1 は 5 ページを見ていただいたら、医療職の医療表を 5 ページから 7 ページまで挙げております。これは医療表に基づくものであります。

次に、初任給調整手当、第 5 条のとこをお願いします。診療所に勤務する医師で、採用による欠員の補充が困難であると認められる者にあっては、採用の日から 35 年以内の期限について月額 36 万 5,500 円を超えない範囲の額で、規則で定めるところにより採用の日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給するということになっております。

次に、下の方へ行きまして、特殊勤務手当第 8 条です。著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務その他に著しく特殊な勤務および研究、研修を行うために給与上特別の考慮を必要とし、かつ特殊性を給与で考慮することが適当でないと認められる者に従事する医師には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給すると。ほんと 2 項と致しまして、特殊勤務手当の種類、支給額及び支給の範囲等については別表第 2 表のとおりとするということで、8 ページへ別表を挙げております。

そういうことで、幾つか、1 条から 11 条まで条例を制定したわけですが、今読み上げた以外の他の条例については、黒潮町一般職員の給与に関する条例等に準じてやるもので、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に、議案第 117 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。10 ページをお開けください。

この条例は同じく、診療所に勤務する看護師に支給する条例の改正で、今まで保健師だけだったものに、

今度、拳ノ川診療所に看護師が行くということで、看護師を加える条例改正で、お手元の新旧対照表を見ていきますと、ありますかね、新旧対照表。いきます。第2条中の中に、第7号を第8号として、第6号の次に次の1語を加え、7号、看護師手当とするもの、を加えるということになります。それが新旧対照表の左側に入っています。次に第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1語を加え、第9条、看護師手当は診療所に勤務する看護師に支給するということになっております。

次に9条の2項ですが、前項の手当の額は、勤務1カ月につき5,300円を超えない範囲でにおいて町長が定めるということで、先ほど町長が言いましたように、この金額は保健師と同額ということで、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、議案第118号、平成23年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてご説明を致します。サーモン色の予算書をお願いします。

この予算の概要につきましては、もう何回もこの本議会でも出ておりますので省略させていただきまして、1ページをお願いします。

町長の方からもありましたが、予算総額は16億8,879万5,000円。対前年からですね2.2パーセント、3,848万2,000円の減額をするものでございます。

予算の出の所ですが、7ページをお願いします。

給料の所ですけれども、説明欄の特別職として3名、それから一般職としてですね199名で考えております。職員はですね、あとこれに水道会計の分を加えるということになります、このようなことにしております。

なおですね、この予算の中には新規で採用する予定の8名の分は含まれておりませんので、それはですねまた決まりましたら、補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

議案第119号、平成23年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてご説明致します。

この予算は、先ほどから条例改正もしておりますが、平成23年4月1日から拳ノ川診療所が直営診療所になることに伴い、人件費およびその他診療所の運営に必要な予算費目を、平成19年度の決算を参考に予算化させていただきました。

お手元の資料の予算書をお願いします。1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,900万円とするものです。

次に6ページをお願いします。

歳入の1款1項1目の国保診療所収入の節、現年度分として2,327万円を計上、2目の社保診療収入の節の現年分として1,770万4,000円を計上、3目の後期高齢者診療収入の節の現年分2,377万1,000円を計上、4目の一部負担金。収入の節の現年分として723万7,000円計上、5目のその他の診療収入として現年分344万4,000円を計上で、診療収入の対前年比としては11パーセント減となっております。

次に、7ページをお願いします。

5款2項1目の節、直診財政調整基金繰入金として346万9,000円を計上しまして、歳入歳出予算の総額を7,900万円に調整したものです。

ここでこの診療収入は、平成22年度の概算見込みとして参考に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

次に、8ページをお願いします。

歳出の1款1項1目の節の給料。これは先生を含めた3人分を計上させていただいて1,312万8,000円。職員手当1,574万5,000円。教材費として440万1,000円を計上。

次に、臨時賃金として2名分489万3,000円。需用費として177万5,000円のうち、大きなものといえば事務用品に50万円。自動車の燃料費として30万円。

次に9ページに移り、13の委託料として143万7,000円で、主に医療機器等の保守点検費として計上させていただいております。

次に、11ページをお願いします。

2款1項1目の節の使用料及び賃借料271万6,000円となっております。これは、先生が主にこういうことについて診療したいという希望もありますし、まだ確定はしておりませんが、胃カメラ、エコー、心電図と。それと、請求用コンピューターのリース料。備品購入費として、医療用備品費50万円。これは新体制医療につき、どんな医療費がまだ要るかちょっとはつきりしておりませんので、50万円を概算で計上させていただいております。

次に、2目の節の需用費。これは医薬品代として2,650万円、予備費として160万5,000円を計上して、歳入歳出予算の総額を7,900万円に調整したものです。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは続いて議案第120号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についてご説明さしていただきます。

この予算は、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出それぞれ107億5,970万1,000円とするものでございます。

まず14ページ、歳出の方をお開きください。

9款消防費、4目防災費でございます。内容としましては、19節負担金補助及び交付金で60万円を追加させていただきました。これは町長も説明致しましたけれども、木造住宅耐震改修工事費の追加でございます。住民等の要望がですね2件ございまして、県と最終調整した結果、2件追加をいただけるということになりましたので、今回こういう形でですね緊急に提案させていただきました。なお、今年度の木造住宅耐震改修工事補助金につきましては住民からの要望どおり、すべて予算を県補助を頂けるということになりましたので、併せてご報告をしておきます。

続きまして13ページ、歳入の方をお開きください。

14款国庫支出金でございます。5目の土木費国庫補助金で、住宅費補助金ということで60万、すべて国庫補助で頂けるということになりました。

続きまして9ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございます。今回は2件追加させていただきました。

4款の衛生費、1項保健衛生費で、水道未普及地解消事業で1,200万の明許繰越。また、9款の消防費で、た

だ今補正させていただいた分と合わせてですね、木造住宅耐震改修補助金として270万円を明許繰越として予算化させていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第116号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

分かりづらいがですけど、この医師の給料ですよね。前回はまあちょっと変わった形になってたんで、まあ大体150万というような想定だったと思うんです、月額が。今回、町職員としての採用ですけど。

ここに、条例の中の5条ですけどよね、採用の日から35年の期限について月額36万5,500円を超えない範囲での額で。これは、こちらの給料表が出てますよね、別表で。これはどこに当たるか分かりませんけど、これとこちらのあれとを足して、またなおかつ、こちらにあります特殊勤務手当というものなんかも加算されるがでしょうか。それはまあこれ、等級でおんなじところいうても全然金額が違うみたいですので、月額の手当が。

これはどのようにして。ちょっと単純に考えた場合は、こっちの不足部分とこっちを足して、またここの、この恐らく特殊勤務手当いうものは毎月出ると思うんです。その金額がどことかいうことはまだ言えんと思いますけど。これを足してよろしいんでしょうか、その3つ出たもんを、金額を。

そこを教えていただきたいんですが。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

先ほどしました表、5ページをまず、給料表があるわけですが。給料表の3級に当たるとこの金額になります、まずは1つは。

ほんで次に、そのページの8ページ、特殊勤務手当。その表の、まあ今回、先生は管理職ということになりますので、3級を該当します。

ほんでそれと、今、もう1つ森議員が言いよりました36万9千なにがしですかね。5条にあります月額36万5,500円を足して、その3つの項目を足して、先生に支給すると。そのほかについては職員の条例に準じて支払いすると。

全体金額を言いますと、一般職のそちらのところはのけまして、105万くらいになります。この金額は前にも言わせていただきました、あの近隣市町村のそういうたてりというか、同じような待遇における先生らを比較して、そこでこういう形になっております。

よろしくお願ひします。

（森議員から「分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 116 号の質疑を終わります。

次に、議案第 117 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 117 号の質疑を終わります。

次に、議案第 118 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 118 号の質疑を終わります。

次に、議案第 119 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 119 号の質疑を終わります。

次に、議案第 120 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 120 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

初めに、議案第 116 号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 116 号の討論を終わります。

次に、議案第 117 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 117 号の討論を終わります。

次に、議案第 118 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 118 号の討論を終わります。

次に、議案第 119 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 119 号の討論を終わります。

次に、議案第 120 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 120 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 116 号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 116 号は原案のとおり可決致しました。

次に、議案第 117 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 117 号は原案のとおり可決致しました。

次に、議案第 118 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 118 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 119 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 119 号は原案のとおり可決致しました。

次に、議案第 120 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 120 号は原案のとおり可決致しました。

日程第 4、議案第 121 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

議案第121号、教育委員会委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員に任命したい方は、住所が黒潮町市野々川207番地、氏名が山下一夫さんでございます。生年月日は昭和24年8月28日でございます。昨年3月に退職されるまでは、中村高校の事務長を務められておりました。また、幡多農在籍中には、学校の活性化に努められたとお伺いをしております。

先般、皆さまにもお話し申し上げましたが、お会いしてお話をすると、その誠実さが手に取るように分かるような方でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております、議案第121号、教育委員会委員の任命については、人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第121号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を開鎖します。

閉鎖できました。

ただ今の出席議員は15名です。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に14番小松孝年君、15番下村勝幸君を指名します。

投票用紙を配布します。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

小松君、下村君、立会をお願いします。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なすことになっております。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

小松孝年君、下村勝幸君、立会をお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 121 号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定致しました。議場の出入口を開きます。

日程第5、議員提出議案第69号、燃油減免制度の継続を求める意見書について、議員提出議案第70号、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45パーセントに戻すことを求める決議についてを一括議題とします。

それでは、提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 69 号、燃油減免制度の継続を求める意見書についての提案者、明神照男君。

18 番 (明神照男君)

それでは、議員提出議案第 69 号の意見書の提出についてを説明致します。

黒潮町議会議長殿、提出者、黒潮町議会議員明神照男。賛成者、黒潮町議会議員西村策雄氏。

燃油減免制度の継続を求める意見書の提出について。標記の議案について、別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出致します。

趣旨を説明致します。

燃油減免制度の継続を求める意見書。これまで農漁家の経営に貢献してきた免税軽油制度（1 リットル当たり 32 円 10 銭）が地方税法の改正によって、このままでは 2012 年（平成 24 年）3 月末で廃止される状況にあります。また現在、政府が昨年 1 年間延長した A 重油の免税還付措置（1 リットル当たり 2 円 4 銭）も廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械を使う軽油について、軽油取引税（1 リットル当たり 32 円 10 銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機器など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は申請すれば免税が認められてきました。軽油、A 重油の免税措置がなくなれば、今でさえ困難な農漁業経営への影響は避けられず、軽油、A 重油を大量に使う畜産農家や野菜、園芸農家をはじめ、本県産業の中心である農漁業経営への影響は深刻です。制度の継続は地域農漁業の振興、食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から、免税軽油の制度を継続していただくこと、A 重油の免税、還付措置を継続していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

平成 23 年 3 月 18 日、高知県幡多郡黒潮町議会。提出先、総理大臣様、財務大臣様、経済産業大臣様、農林水産大臣様。

以上でございます。

議長 (小永正裕君)

これで議員提出議案第 69 号の議員提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 69 号、燃油減免制度の継続を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 69 号の質疑を終わります。

(明神議員から「じゃあ、よろしくお願ひ致します」との発言あり)

次に、議員提出議案第 70 号、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 45 パーセントに戻すことを求める決議についての提案者、宮地葉子さん。

3 番 (宮地葉子さん)

国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 45 パーセントに戻すことを求める決議について。

皆さま方のお手元には今日届きましたので、中を読んでない方が多いんじゃないかと思いまして、全体を読ましていただきます。

国民皆保険制度がスタートして以来 40 数年を経て、現在国保には国民の約 4 割が加入している。近年、国保加入者の平均所得は低下し、それに伴い国保税の滞納世帯が急増しており、2008 年 6 月の厚労省の発表では全国で 453 万世帯、20.9 パーセントとなっている。滞納世帯の資格証明書や短期保険証の発行も増加し、病気になっても医療が受けられず、手遅れで死に至る事例も増加している。

このような事態を招いたのは、1984 年からの国による国庫助成金を引き下げたことが決定的な要因になっている。国は同年、被保険者の保険料と保険者による拠出金のみを財源とする退職者医療制度を創設するとともに、国保財源の国庫補助を医療費ベースで 45 パーセントから 38.5 パーセントへと削減した。このため市町村では、国保財政の悪化を補うため国保税を増額せざるを得なくなつた。また、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1984 年の 49.8 パーセントから 2005 年の 30.6 パーセントへと激減し、1 人当たりの国保税は 3 万 9,020 円から 8 万 353 円と倍増した。

以上のような経過の中で、国庫負担の削減に伴う住民負担は増大し続け、払いたくても払えない国保税となり、国保税の値上げ、滞納世帯の増加、国保税収納率の低下、国の交付金削減、国保会計赤字の拡大という悪循環に陥り、自治体の国保財源は自治体だけの努力では解決できない危機的状況にある。国保法第 1 条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると規定されており、国が当然責任を持って援助し、国保税が払えず治療が受けられないような事態が生ずるなど、あってはならない制度である。このように高過ぎる国保税を抜本的に解決し、国民皆保険制度を維持するためには、国民健康保険財政への国庫負担割合を 1984 年当時に、医療費総額の 45 パーセントに戻すことがどうしても必要である。国は、最も基本的な国民の命を守るという視点に立った政策を実行すべきで、国民が安心して暮らせる制度確立こそ國の責務である。よって、国民皆保険制度を維持するために、国民健康保険財政への国庫負担割合を 1984 年当時の医療費総額の 45 パーセントに戻すよう要請する。

なお、決議により黒潮町会計は、国民健康保険財政の国庫負担割合を医療費総額の 45 パーセントに戻すことを求める意見書を各関係省庁へ提出する。

以上、決議する。

町長も、国庫負担率を戻すことを先頭に立ってくれるという答弁がありましたけども、こういう大きな世論が国を動かす第一歩になると思いますので、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 70 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 70 号、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 45 パーセントに戻すことを求め

る決議についての質疑はありませんか。

坂本あやさん。

6番（坂本あやさん）

この決議文なんですけれども。ここでですね、黒潮町議会の中でまた決議をして、その後ですね全地区のですね、この高知県全体の方にですねこの決議書を回したらいいと思うんですが、そのようなお考えはありますか。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

すいません、やり方が分からなかつたんですけど。

今、議員の方で、議会の方で決議が上がりましたら、事務局の方にそれを要請したらいいということです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第70号の質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第69号、燃油減免制度の継続を求める意見書についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第69号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第70号、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45パーセントに戻すことを求める決議についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第70号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議員提出議案第69号、燃油減免制度の継続を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第70号、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45パーセントに戻すこと

を求める決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議員の派遣に関する件を議題とします。

会議規則第119条の規定による、議員を派遣する件に関しましては、議会開会初日に議席に配布を致しております。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定致しました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

定例議会、お疲れさまでございました。

また、提案させていただきましたすべての議案につきましてご承認をいただき、ありがとうございます。

来年度も職員一同、適正な事務執行と住民福祉の向上に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

お疲れさまでございました。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成23年3月第37回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 16時 39分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議長 小林正裕

署名議員 清水英佐太郎

署名議員 田中神輝